

湯沢町 立地適正化計画



令和2年（2020年）3月

湯 沢 町

目 次

第1章 立地適正化計画とは	1
1. 策定の背景及び目的	2
第2章 本町の現況と課題	9
1. 現況と課題	10
第3章 まちづくりの方針	51
1. 都市の理念・将来像	52
2. まちづくりの基本的な方針	53
第4章 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針	55
1. 目指すべき都市の骨格構造	56
2. 誘導方針	60
第5章 誘導区域	63
1. 居住誘導区域	64
2. 都市機能誘導区域と誘導施設	73
3. 誘導区域外の方針	80
4. 特定課題の対応方針	81
第6章 誘導を進めるための取り組み	83
1. 誘導施策	84
2. 届出・勧告制度	86
第7章 計画の評価・見直しの方針	89
1. 目標指標の設定	90
2. 評価・見直しの方針	95

第1章 立地適正化計画とは

1. 策定の背景及び目的

(1) 背景・目的

全国的な人口減少が見込まれる中、生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積する都市のコンパクト化が必要となっており、平成26年（2014年）にコンパクトなまちづくりを支援する「立地適正化計画制度」が創設されました。

湯沢町のまちづくりに関する主な計画の策定状況は、20年前に都市マスタープランが策定され、その後、平成23年度（2011年度）に「湯沢町総合計画」、平成27年度（2015年度）に「湯沢町人口ビジョン・総合戦略」、平成28年度（2016年度）に「湯沢町公共施設等総合管理計画」が策定され、人口減少社会に対応した、コンパクトなまちづくりに取り組んでいます。

これらの関連計画とともに、県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めた「湯沢都市計画区域マスタープラン」に即して、この度「湯沢町都市マスタープラン」の改定と「湯沢町立地適正化計画」の策定を行うものとします。

「湯沢町立地適正化計画」は、町の中心部における住みやすさの向上を図る、コンパクトなまちづくりの施策を展開する計画として定めます。

また、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と見なされることから、町全体の持続可能な都市づくりの方針を定めた「湯沢町都市マスタープラン」とともに持続可能な都市づくりに取り組めます。

次ページに湯沢町のまちづくりに関する主な計画の策定状況を整理しました。

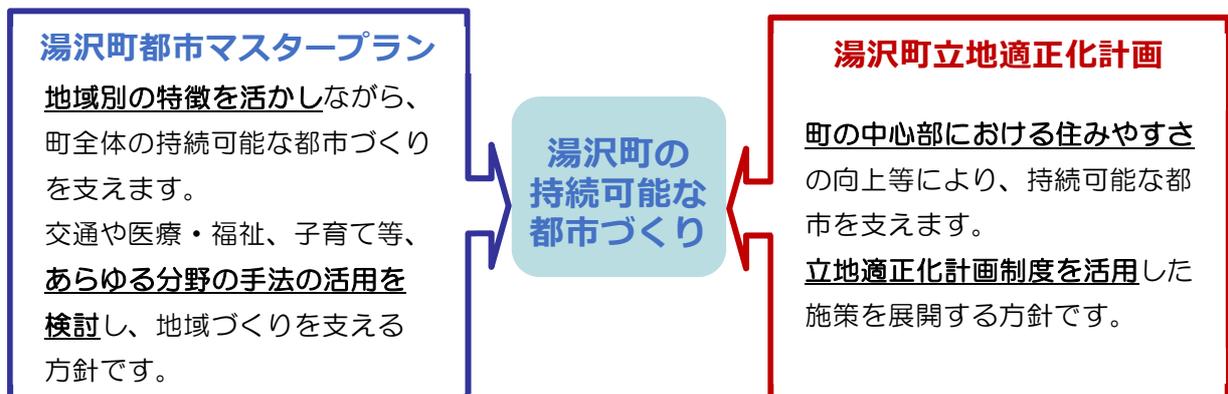
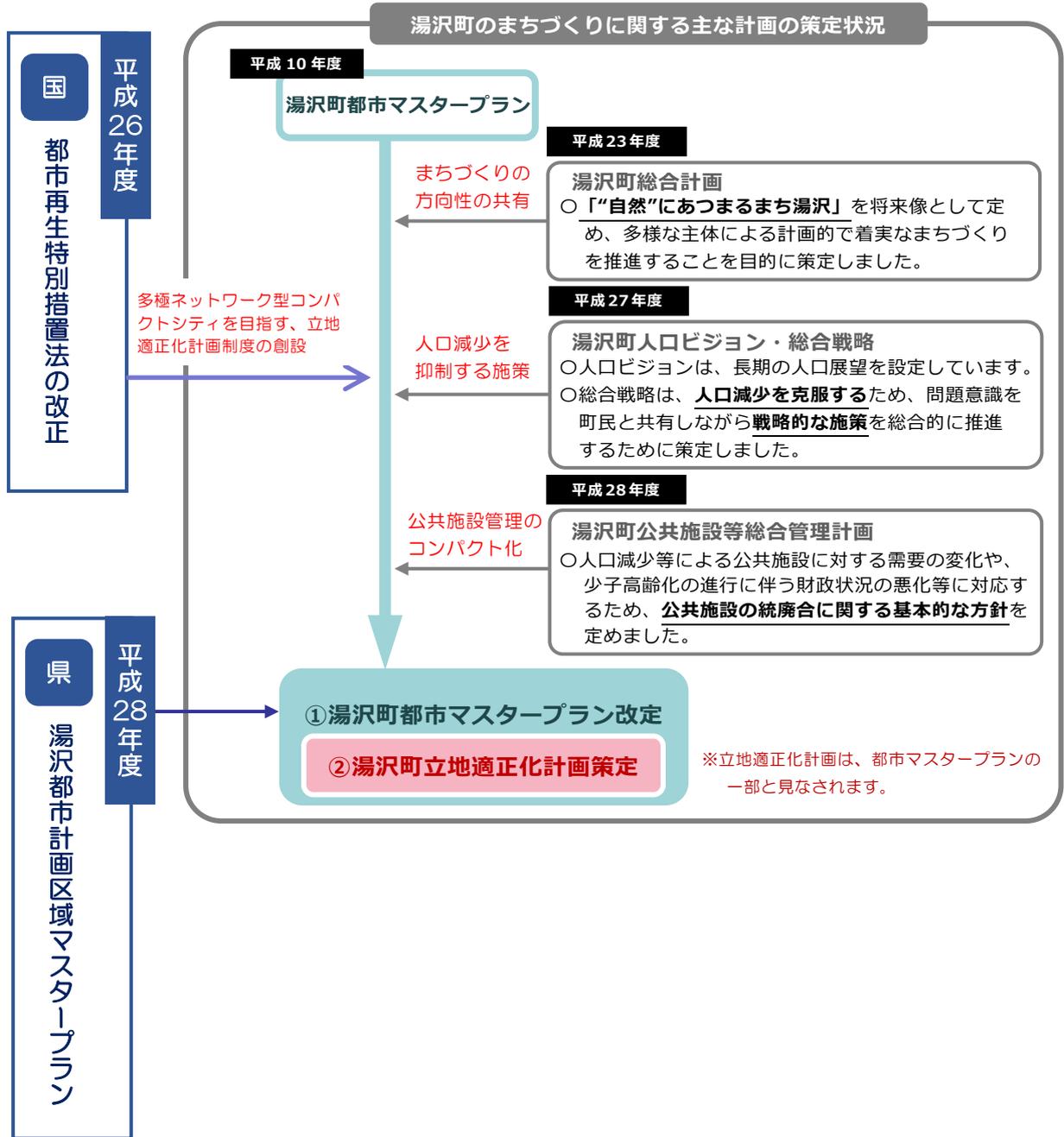


図. 湯沢町における都市マスタープランと立地適正化計画の関係



平成 26 年度

国 都市再生特別措置法の改正

- 法改正により、コンパクトなまちづくりを支援する「立地適正化計画制度」が創設されました。
- 多くの地方都市では、厳しい財政状況下で生活サービスの提供が困難になる予想であることから、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた取り組みが必要です。
- 立地適正化計画を策定することで、多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方を推進し、計画の作成・実施に当たっては国の支援を受けることが可能です。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

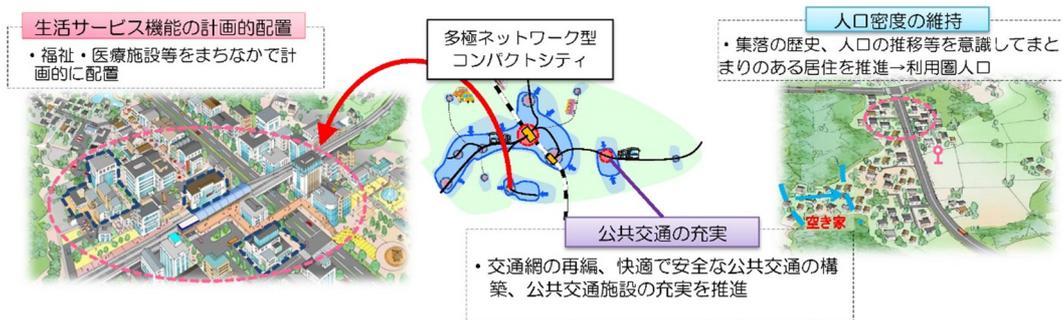
- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する

平成 28 年度

県 湯沢都市計画区域マスタープラン

- 令和 2030 年を目標に、新潟県が広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定めました。

(参考) 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ



資料：立地適正化計画の説明資料【平成 27 年 6 月 1 日点版】(国土交通省)

(2) 計画の位置付け

上位計画と整合を図りつつ、まちづくりの指針として位置付けます。

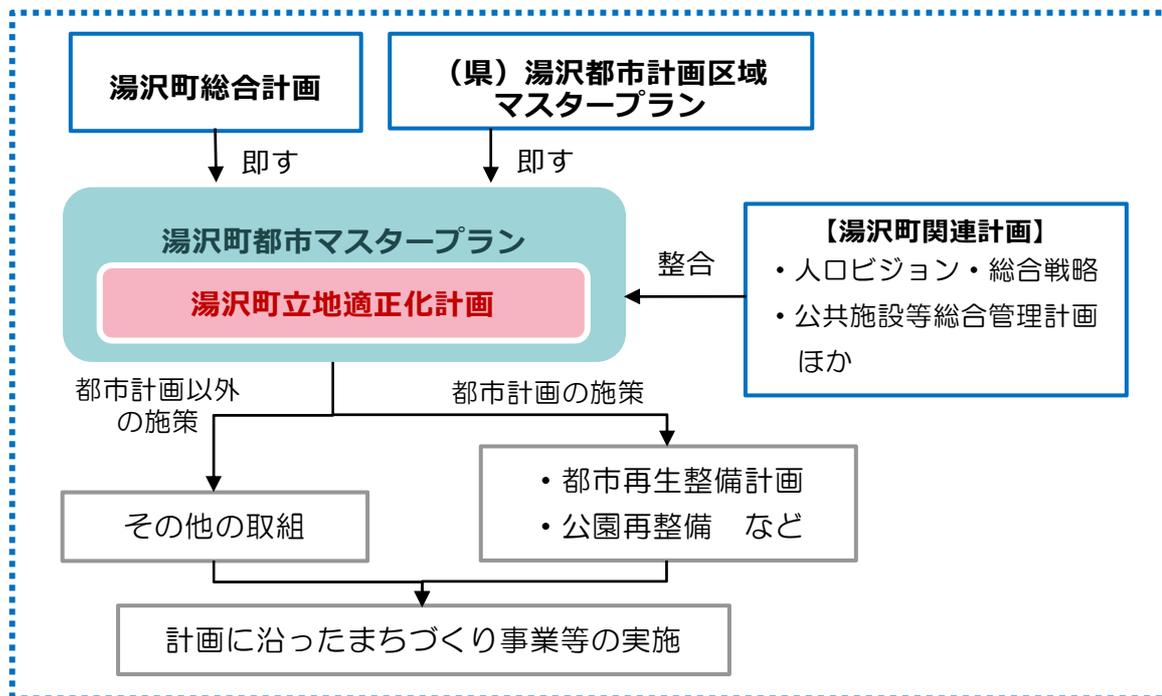


図. 計画の位置付け

(3) 検討体制

都市計画審議会において専門家等の意見を反映しながら検討を進めました。町民からの意見を反映するため、各段階において広報・周知を行いました。

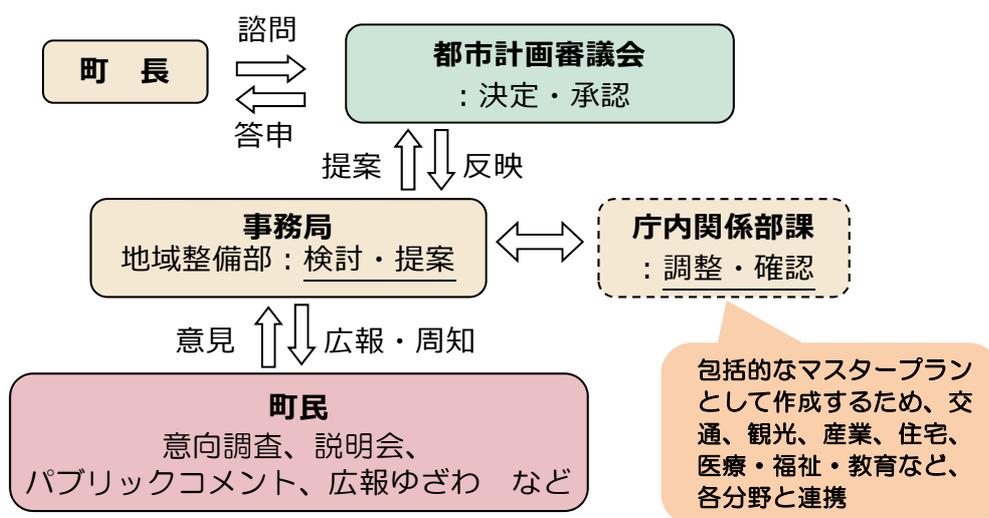


図. 検討体制

(4) 湯沢町立地適正化計画の構成

誘導方針	: おおむね 20 年後を見据えた住宅及び都市機能施設の立地の適正化に関する基本的な方針
居住誘導	: 居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するための施策
都市機能誘導	: 都市機能誘導区域及び誘導すべき施設、並びに当該施設の立地を誘導するための施策

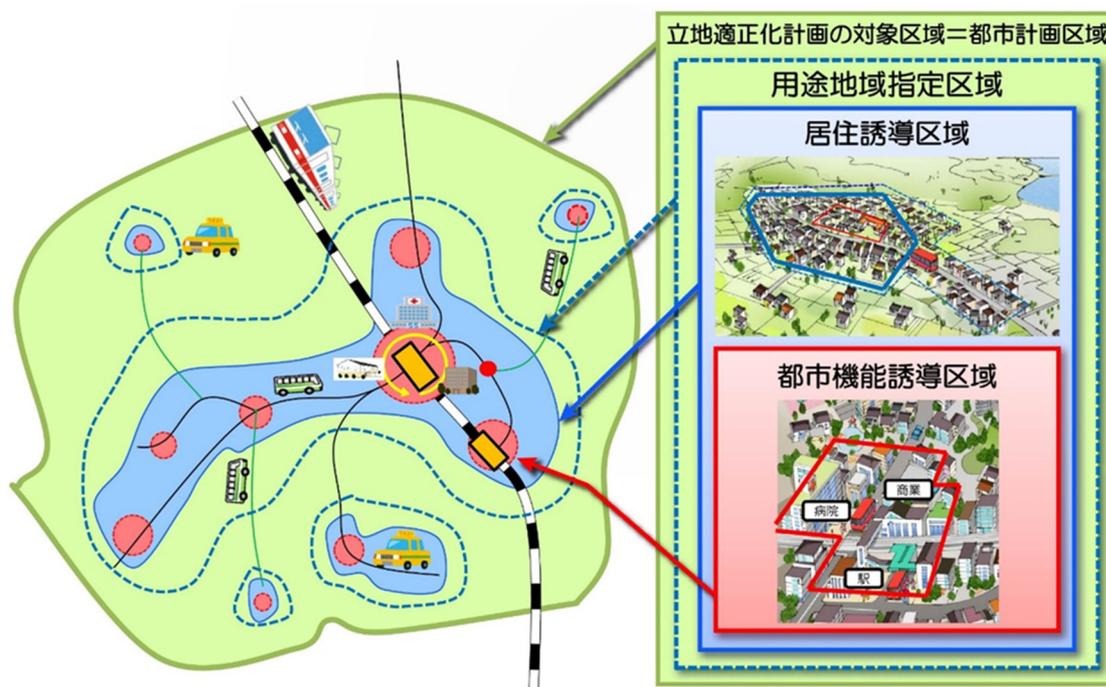


図. 立地適正化計画の区域等

資料-都市行政を取り巻く最近の話題H29.2.6（国土交通省）

○区域の概要と定める内容は以下の通りです。

	区域の概要	定める内容
居住誘導区域	居住を誘導し、人口密度を維持するエリア	<ul style="list-style-type: none"> ○居住を誘導する区域 ○居住を誘導する市町村の施策 (例：まちなか居住への助成、公共交通の確保)
都市機能誘導区域	都市機能を誘導することにより各種サービスの効率的な提供を図る区域	<ul style="list-style-type: none"> ○誘導施設：医療・福祉・商業等 ○誘導施設を誘導する区域 ○誘導施設を誘導する市町村の施策 (例：誘導施設の整備に対する支援施策、公的不動産の提供や支援方針、市町村による誘導施設の整備や歩行空間の整備 等)

(5) 計画対象区域と計画期間

1) 計画対象区域

計画対象区域：都市計画区域

○本計画は、都市計画区域の指定される湯沢地域、神立地域及び土樽地域の一部を計画対象区域とします。

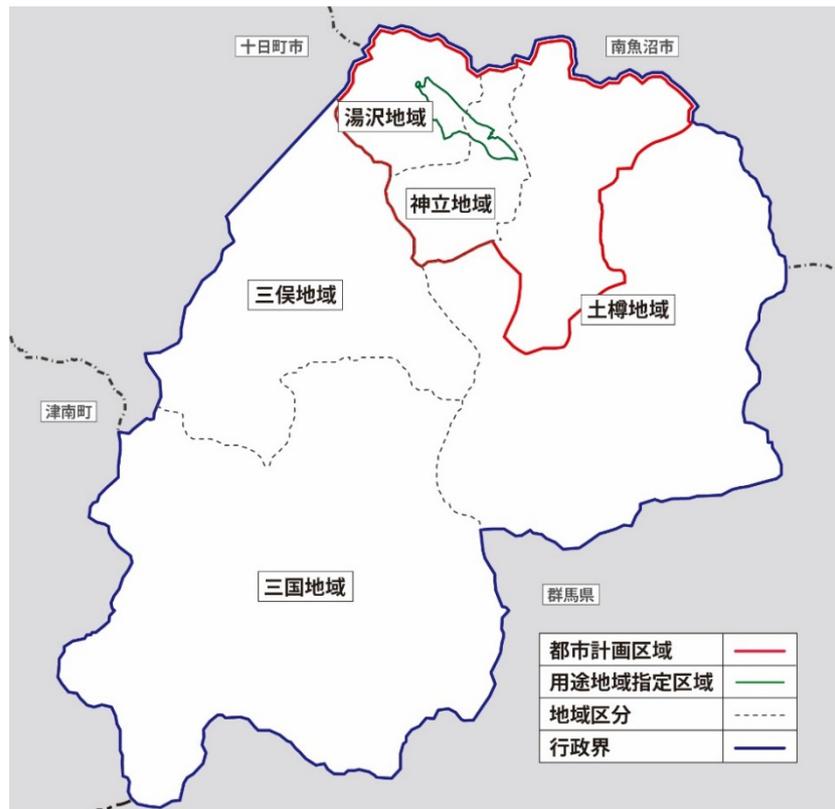


図. 対象区域（都市計画区域）

2) 計画期間

計画期間：令和 2 年度（2020 年度）～令和 22 年度（2040 年度）

○本計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望し計画検討を行っており、計画期間は令和 2 年度（2020 年度）より令和 22 年度（2040 年度）までとします。

第2章 本町の現況と課題

1. 現況と課題

(1) 既往成果等の整理

1) 広域的な位置づけ

湯沢町は、新潟県広域都市計画マスタープランにおいて7つの圏域に分けた広域圏のうち「魚沼圏域」に位置しています。

その中で、南魚沼市及び魚沼市とともに「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン」を構成しています。

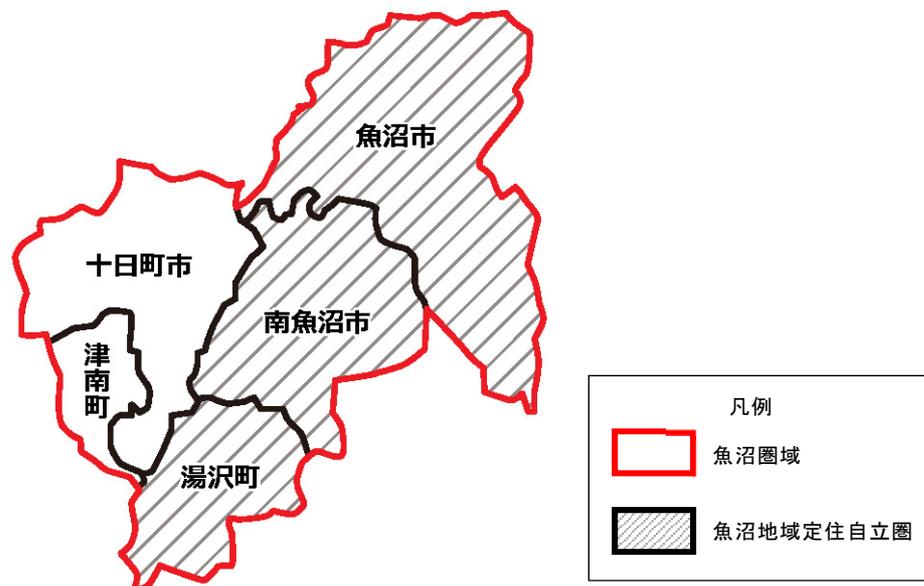


図. 湯沢町に係る広域圏

a) 広域計画

①魚沼圏域広域都市計画マスタープラン 平成29年3月 新潟県（抜粋）

1. 圏域の特徴

魚沼圏域は、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町の3市2町により構成されます。

2. 圏域の将来像

(2) 広域的な都市づくりの方針

①圏域の目標 豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域

- 1) 地域文化や雪とともに持続的に発展する圏域の形成
- 2) 広域ネットワークの強化による多様な交流の支援
- 3) 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 4) 豪雪をはじめとする自然災害に対する暮らしの安心・安全確保

②広域的な都市づくりの方針

1) 土地利用

○都市機能の適正な誘導

- ・市街地の拡大は抑制し、既存の住宅地や都市基盤を有効に活用していく必要があります。
- ・医療・福祉、商業、行政などの機能を居住が集中している地区や公共交通のアクセスの良い地区に集約化するなど、都市機能の適正な誘導を図り、コンパクトな都市づくりを目指します。

②魚沼地域定住自立圏共生ビジョン平成28年10月魚沼市・南魚沼市・湯沢町（抜粋）

1. 定住自立圏の名称及び構成市町

名称	構成市町
魚沼地域定住自立圏	南魚沼市、魚沼市、湯沢町（2市1町）

2. 策定の目的

中心市宣言をした南魚沼市と、その宣言に賛同した魚沼市及び湯沢町の間でそれぞれ締結した「定住自立圏形成協定」に基づき、魅力ある圏域の形成を図るため、適切に役割を分担しながら圏域全体として目指すべき将来像を掲げるとともに、その実現に向け、生活機能、結びつきやネットワーク及び圏域マネジメント能力の観点から、今後、連携して推進する具体的な取組を示します。

3. 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

4. 人口

平成22年の国勢調査による本圏域の人口は、110,381人であり、平成17年の115,523人と比べ、5,142人、約4.5%減少しています。

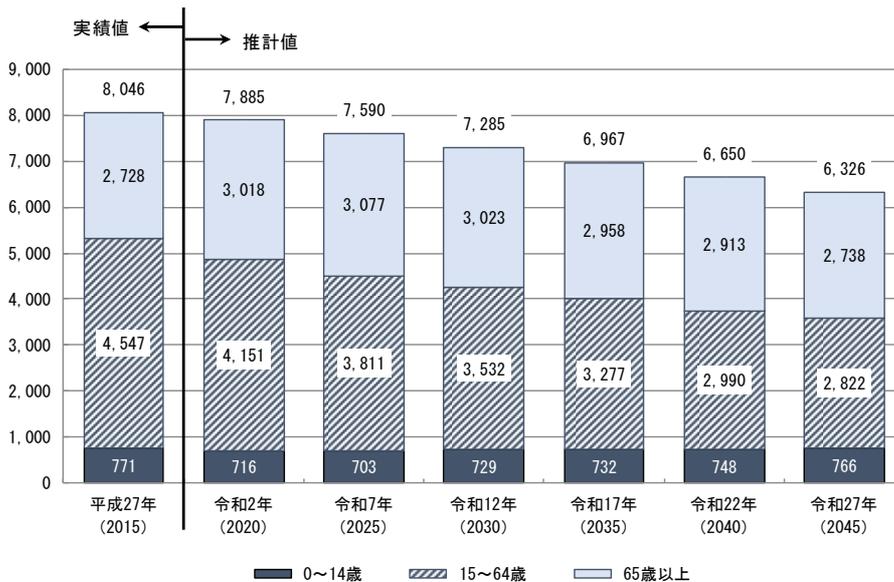
2) 湯沢町の現況

a) 上位関連計画の整理

①湯沢町総合計画

計画概要	策定年月：平成23年（2011年）3月 計画期間：平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度） 〔前期：平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）、後期：平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）〕
まちづくりの課題	1. 高齢化社会・少子化への対応 地域の担い手としての高齢者の力の活用／少子化対策の強化と労働力の確保／子どもの個性を伸ばす教育環境の充実 2. 地域産業の活性化 四季を通じた観光づくり／メディアを活用した情報発信／若者の就労の場の創出 3. 安全・安心な暮らしの確保 保健・福祉・医療の充実と連携強化／ICTの安全利用と有効活用／個性と人権の尊重／安全・安心な生活環境づくり 4. 環境保全への取り組み 自然エネルギーの利活用／環境保全の視点によるまちづくりの推進 5. まちの個性づくり 地域文化の再評価と誇りの醸成／地域特性を生かした戦略的なまちづくり 6. 持続可能な地域経営 財政構造の転換／観光客も含めた多様な主体によるまちづくりの推進
基本理念	（1）“湯沢町らしさ”を追求します 湯沢町が有する地域資源のよさを再認識しつつ、最大限活用しながら、常に「湯沢町らしさ」を追求するまちづくりを推進します。 （2）“安全・安心”を守ります まちに暮らすひと、まちを訪れるひと、このまちのすべての人の安全が守られ、安心して過ごすことができるよう、地域全体で取り組むまちづくりを推進します。 （3）“育つ力”を伸ばします 子どもや若者、親、高齢者などすべての町民と地域活動組織、事業所などが持つ、自ら育つ力を伸ばしていくことができるよう支援し、個性あふれる自立したまちづくりを推進します。
まちの将来像	“自然”にあつまるまち湯沢 - みんなが湯沢の自然を誇り、自然を大切にしているまち - 自然に足が向き、あたたかさにふれることができるまち
基本政策	1. 四季を通じて、また訪れたいくなるまちづくり 2. 働きがいのある活力あふれるまちづくり 3. 安心して自分らしく暮らせるまちづくり 4. 自然と共に生き、快適に暮らせるまちづくり 5. 誰もが学べ、個性を誇れるまちづくり 6. 持続可能な自立したまちづくり

②湯沢町人口ビジョン

<p>計画概要</p>	<p>策定年度：令和元年度（2019年度） 計画期間：令和2年度（2020年度）～令和27年度（2045年度）</p>																																								
<p>目的</p>	<p>今後の中長期的な人口推移が与える社会的・経済的な影響について、定性的・定量的な分析を行い、今後の地域社会の活性化に向けた将来展望、方向性を明らかにしていきます。</p>																																								
<p>人口減少にかか る課題</p>	<p>①若者の転出超過 ②出生数の減少 ③地域機能の低下 ④就労・雇用・労働力の確保 ⑤町内産業の維持</p>																																								
<p>目指すべき 将来の方向性</p>	<p>①魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまちづくり ②雇用が安定し、活力ある産業が持続するまちづくり ③若者が生活の場として選択するまちづくり ④子どもがすくすく育つまちづくり ⑤多くの人を訪れ、交流する活気あふれるまちづくり ⑥安全・安心で快適に暮らせるまちづくり</p>																																								
<p>人口の将来展望</p>	<p>・国の長期ビジョンにおける「合計特殊出生率が上昇した場合」の将来推計の仮定値を基準とし、令和2年（2020年）までに1.46程度、令和12年（2030年）までに1.78程度まで向上し、令和27年（2045年）に人口置換水準（2.07）が達成されることを目指します。</p> <p>・人口移動が将来的に一定程度収束することを想定した社人研推計をベースに、移住・定住対策の強化を図ることによりさらなる社会増を目指します。</p>  <table border="1"> <caption>人口推計表 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>0～14歳</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 (2015)</td> <td>771</td> <td>4,547</td> <td>2,728</td> <td>8,046</td> </tr> <tr> <td>令和2年 (2020)</td> <td>716</td> <td>4,151</td> <td>3,018</td> <td>7,885</td> </tr> <tr> <td>令和7年 (2025)</td> <td>703</td> <td>3,811</td> <td>3,077</td> <td>7,590</td> </tr> <tr> <td>令和12年 (2030)</td> <td>729</td> <td>3,532</td> <td>3,023</td> <td>7,285</td> </tr> <tr> <td>令和17年 (2035)</td> <td>732</td> <td>3,277</td> <td>2,958</td> <td>6,967</td> </tr> <tr> <td>令和22年 (2040)</td> <td>748</td> <td>2,990</td> <td>2,913</td> <td>6,650</td> </tr> <tr> <td>令和27年 (2045)</td> <td>766</td> <td>2,822</td> <td>2,738</td> <td>6,326</td> </tr> </tbody> </table>	年度	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計	平成27年 (2015)	771	4,547	2,728	8,046	令和2年 (2020)	716	4,151	3,018	7,885	令和7年 (2025)	703	3,811	3,077	7,590	令和12年 (2030)	729	3,532	3,023	7,285	令和17年 (2035)	732	3,277	2,958	6,967	令和22年 (2040)	748	2,990	2,913	6,650	令和27年 (2045)	766	2,822	2,738	6,326
年度	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計																																					
平成27年 (2015)	771	4,547	2,728	8,046																																					
令和2年 (2020)	716	4,151	3,018	7,885																																					
令和7年 (2025)	703	3,811	3,077	7,590																																					
令和12年 (2030)	729	3,532	3,023	7,285																																					
令和17年 (2035)	732	3,277	2,958	6,967																																					
令和22年 (2040)	748	2,990	2,913	6,650																																					
令和27年 (2045)	766	2,822	2,738	6,326																																					

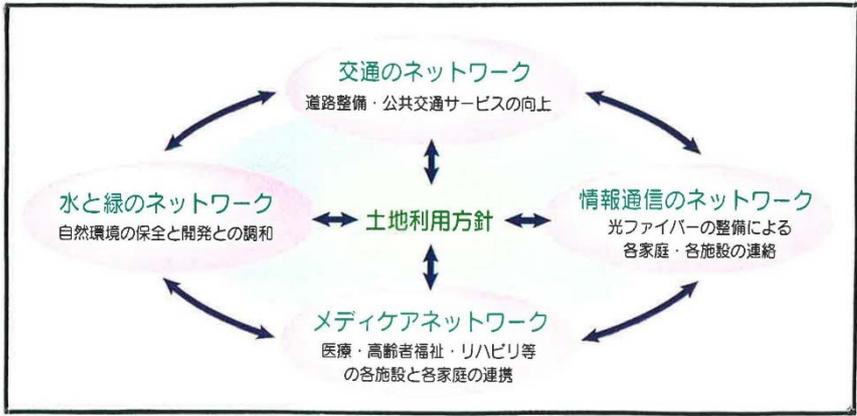
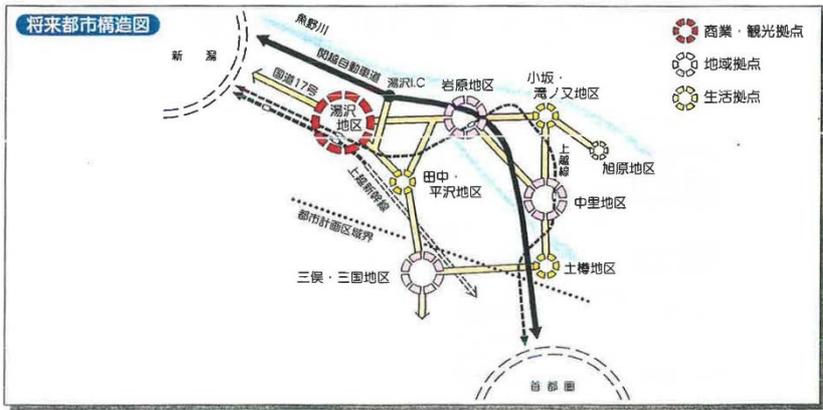
③湯沢町総合戦略

<p>計画概要</p>	<p>策定年度：平成27年度（2015年度） 計画期間：平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）</p>
<p>目的</p>	<p>人口ビジョンで示した人口減少による影響を克服するため、これまでにない危機感をもって問題意識を町民と共有しながら、「産官学金労言」が連携し、戦略的な施策を総合的に推進するために策定していきます。</p>
<p>基本目標の設定</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>国の総合戦略が掲げる4つの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方における安定した雇用を創出する ②地方への新しい人の流れをつくる ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph TD A[国の総合戦略が掲げる4つの基本目標] --> B[湯沢町の課題] B --> C[目指すべき将来の方向性] C --- D[基本目標] </pre> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本目標1 魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまち ■ 基本目標2 雇用が安定し、活力ある産業が持続するまち ■ 基本目標3 若者が生活の場として選択するまち(重点目標) ■ 基本目標4 子どもがすくすく育つまち ■ 基本目標5 多くの人が訪れ、交流する活気あふれるまち ■ 基本目標6 安全・安心で快適に暮らせるまち </div>
<p>基本目標ごとの施策の展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまち <ul style="list-style-type: none"> ●中子町有地等の利活用の推進／●IT企業の進出推進 2. 雇用が安定し、活力ある産業が持続するまち <ul style="list-style-type: none"> ●外国人労働者支援拠点の設置支援／●資格取得の支援／ ●働き方改革の推進 3. 若者が生活の場として選択するまち <ul style="list-style-type: none"> ●移住支援体制の強化／●Uターンを促進する制度の検討／ ●住宅・土地取得の支援／●新幹線通勤の支援 4. 子どもがすくすく育つまち <ul style="list-style-type: none"> ●湯沢町を誇りに思い、たくましく生きる子どもを育てます。 5. 多くの人が訪れ、交流する活気あふれるまち <ul style="list-style-type: none"> ●観光推進体制の強化／外国人観光客の誘致支援／●MICE誘致 6. 安全・安心で快適に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い地域づくり／●定住自立圏による取組の推進

④湯沢都市計画 都市計画区域マスタープラン（新潟県）

計画概要	<p>策定年度：平成29年（2017年）3月 目標年次：令和12年（2030年）</p>
将来像	<p>①都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進 ②自然や文化など多様な地域資源の保全と活用 ③豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保</p>
市街地の土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> 越後湯沢駅周辺地区については、多くの観光客がにぎわう拠点として、土地利用の効率化などにより、商業集積とにぎわいの創出を図ります。 まちなかにおいては、多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進します。
交通施設の都市計画の決定方針	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の円滑な移動に配慮し、鉄道駅や関越自動車道湯沢ICから都市内の各拠点への連絡強化を図ります。 市街地では、徒歩や自転車、バス、鉄道等により円滑に移動できる都市構造を目指します。
主要な市街地開発事業の決定の方針	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地は、道路や公園等の公共公益施設の整備を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図ります。 都市の拠点となる地区に、都市機能を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても安心・快適に生活できる都市環境の形成を図ります。
都市防災に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討します。
環境負荷の低減に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低位利用地の活用や高度利用を図り、計画的な土地利用を行います。また、鉄道・バス等の公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進します。 公共交通の利便性を促進します。
都市構造図	

⑤湯沢町都市マスタープラン ※改定予定

<p>計画概要</p>	<p>策定年月：平成11年（1999年）3月 目標年次：概ね20年後〔平成27年（2015年）〕</p>
<p>将来都市像</p>	<p>都市型生活機能を向上させ先進的なリゾート機能を兼ね備えた「アーバンリゾートシティゆざわ」の実現</p>
<p>都市づくりの目標</p>	<p>①都市活動人口を5万人規模と想定した都市基盤の整備 ②地域特性に応じたまちづくりの推進 ア. 中心商業、温泉街 イ. 住宅地 ウ. リゾートマンション街、民宿街 エ. 農地、山林等 ③通年型リゾートシティの実現を支援する自立型の都市づくり ④自然を活かした景観づくり ⑤住民参加による都市づくり</p>
<p>まちづくりの基本方針</p>	
<p>将来都市構造図</p>	
<p>地域別構想</p>	<p>三国地域：先進的エコリゾート地 三俣地域：自然とのふれあいリゾート地 神立地域：健康と教育文化の先進地 土樽東地域：いつでもスポーツ&レジャー拠点 土樽西地域：やすらぎとふれあいの郷 湯沢地域：先進的総合拠点地域</p>

⑥上位関連計画におけるまちづくりの目標の整理

町の上位計画「総合計画」のまちの将来像「自然」にあつまるまち湯沢」に基づくとともに県の都市計画の方針を踏まえ、まちづくりの目標を整理しました。

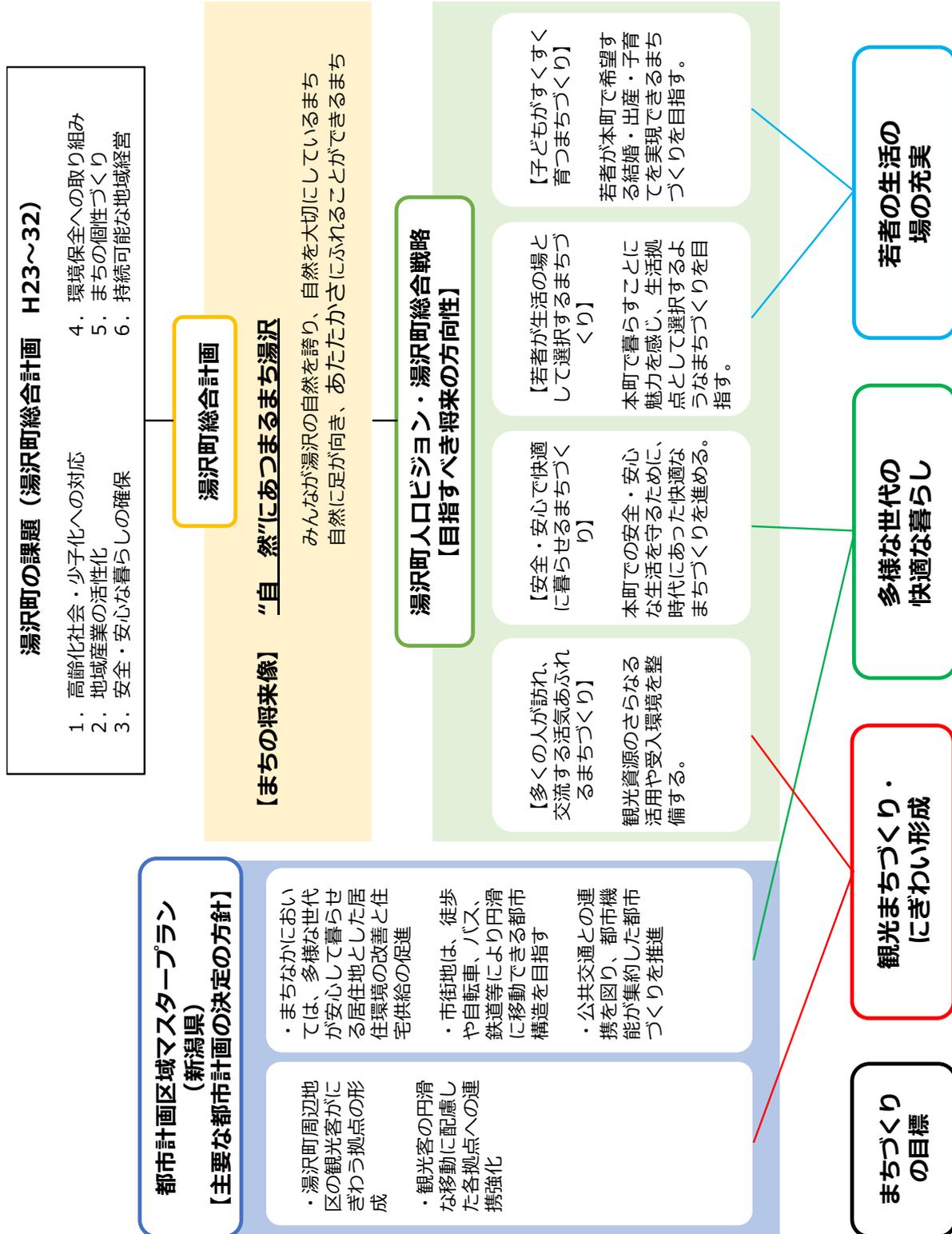


図. 上位関連計画に基づくまちづくりの目標 (上位関連計画を基に整理)

b) 都市

①土地利用現況

- 都市計画区域内の土地利用現況は、山林が最も多く約7割を占めます。
- 都市的土地利用は約2割で、その半分がスキー場（その他の空地）です。

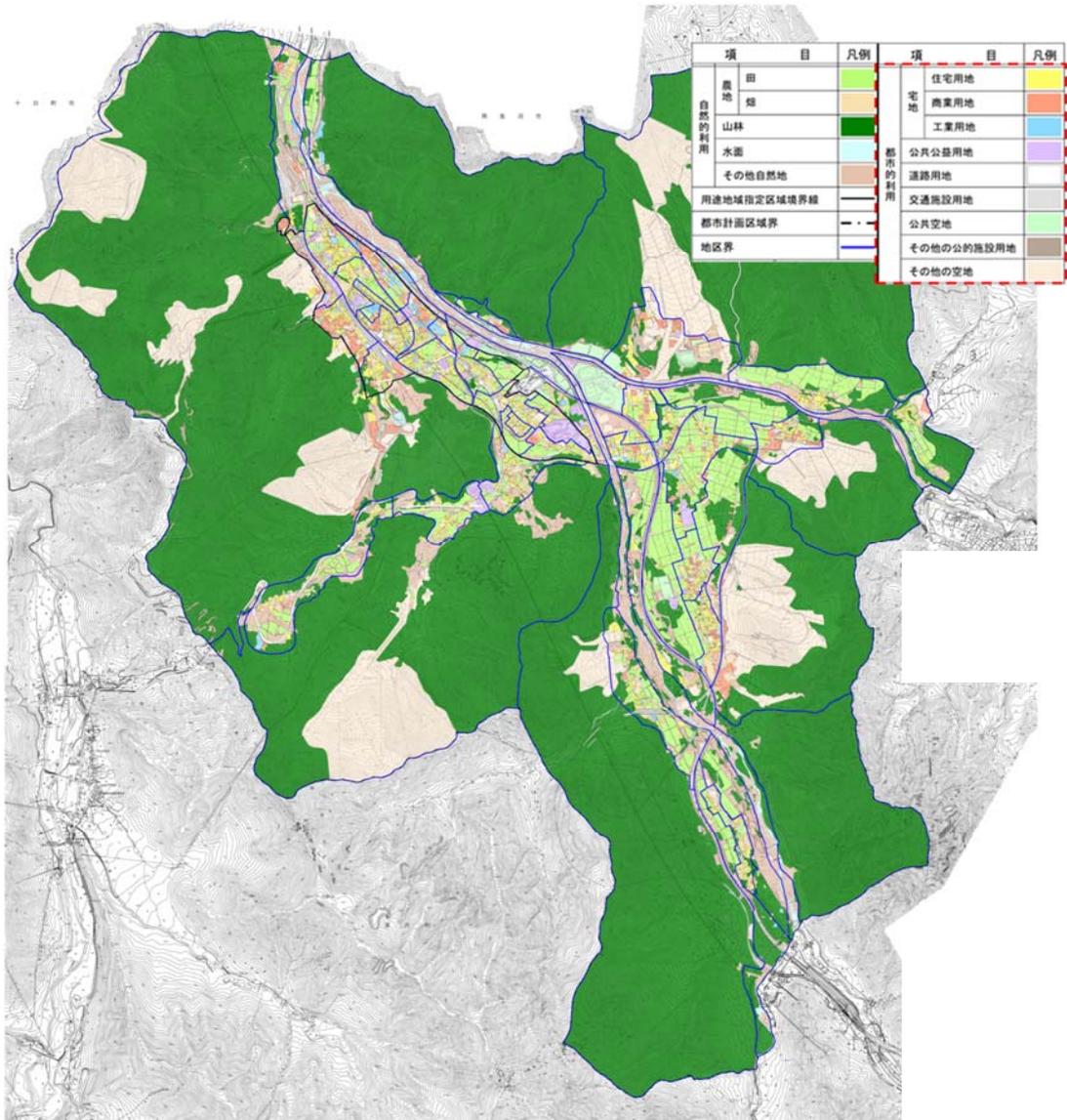


図. 土地利用現況

資料-平成29年度都市計画基礎調査

- 用途地域指定区域は山林と河川に挟まれた地形的制約により、細長い形状をしており、鉄道や高速道路、国道が縦貫しています。
- 用途地域指定区域内は、住宅や農地利用が多い状況です。
- 商業用地や工業用地は越後湯沢駅周辺及び国道17号沿道に立地しています。

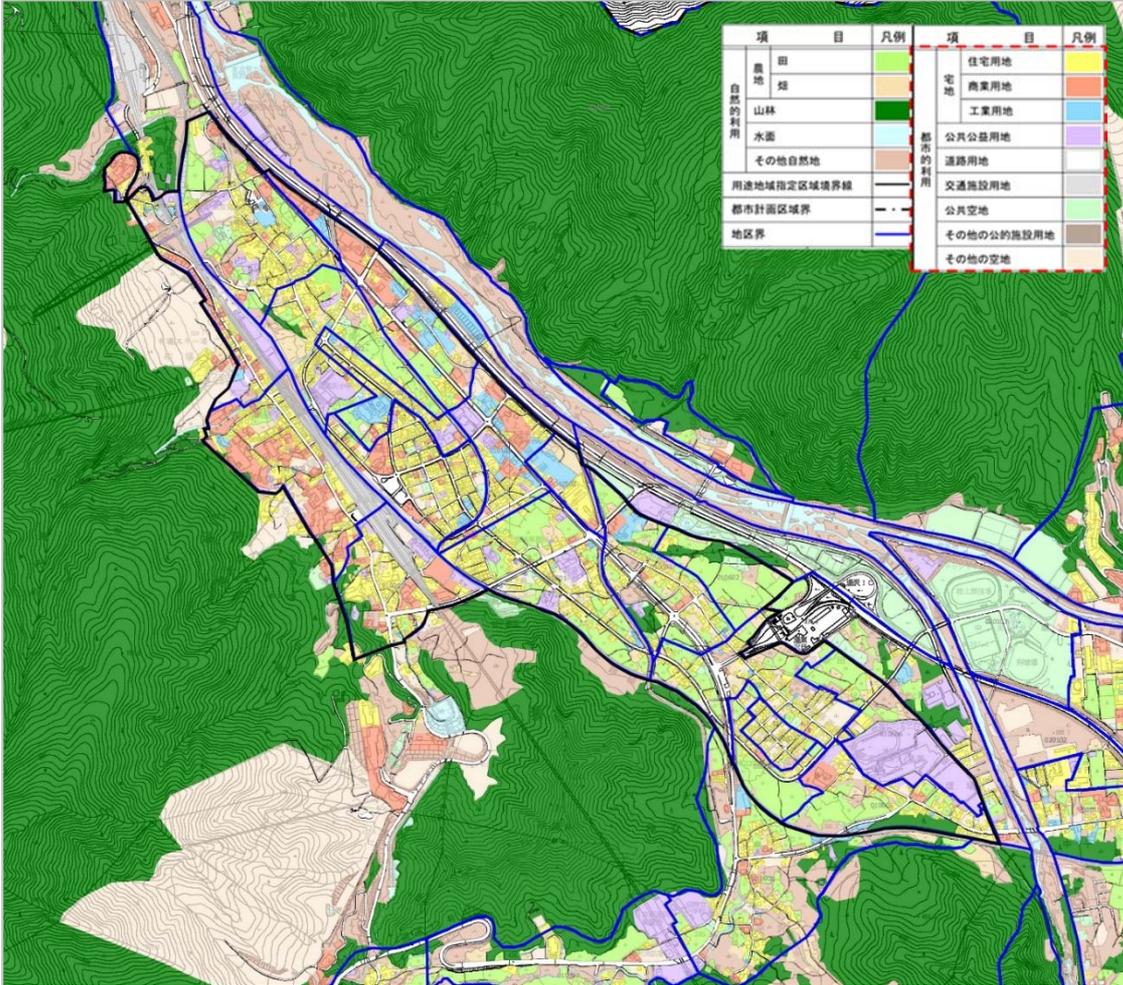


図. 用途地域指定区域周辺の土地利用現況

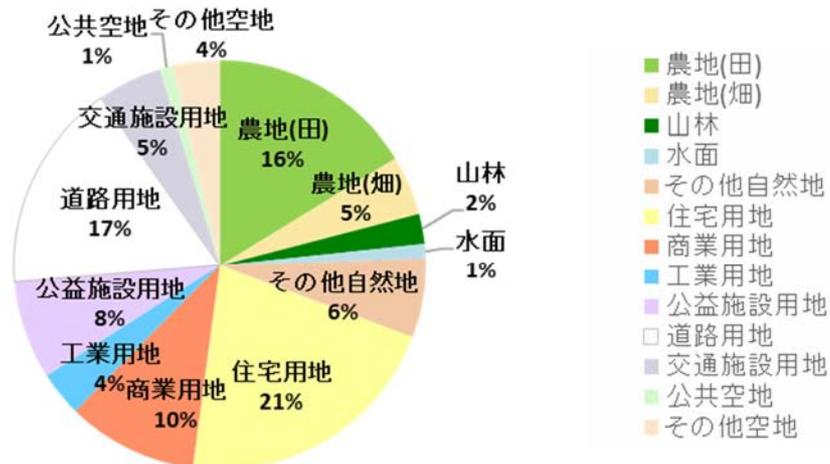


図. 用途地域指定区域内の土地利用割合

資料-平成29年度都市計画基礎調査

②都市施設の整備状況

- 都市施設の整備状況は、道路は8施設が整備済み、6施設が整備中、公園は7施設が整備済み、5施設が整備中であり、駅前広場と駐車場、砂防設備は全て整備済みです。
- 用途地域指定区域内のほとんどは下水道が供用済みです。

表. 都市施設一覧表

施設種別	都市施設名称	備考	施設種別	都市施設名称	備考	
道路	3.5.1 湯沢温泉線	県道	公園	5.5.1 中央公園	総合公園	
	3.5.2 南滝沢線			3.3.1 主水公園	近隣公園	
	3.5.3 主水楽町線			2.2.1 滝沢公園	街区公園	
	3.5.4 主水中島川原線			2.2.2 大石田公園	街区公園	
	3.4.5 越後湯沢停車場岩原線	県道		2.2.3 地藏堂公園	街区公園	
	3.5.6 主水奈良山線			2.2.4 駅前公園	街区公園	
	3.3.7 城平線			2.2.5 奈良山公園	街区公園	
	3.4.8 中央線	一部県道		2.2.6 神立公園	街区公園	
	3.4.9 国道17号線			2.2.7 原新田公園	街区公園	
	3.5.10 東山線			1 一之沢墓園	特殊公園(墓園)	
	3.5.11 原新田岩原線			2 城平墓園	特殊公園(墓園)	
	3.5.12 宮林1号線			1 穴沢河川公園緑地	緑地	
	3.5.13 大野原線			駅前広場	東口駅前広場	
	3.4.14 宮林岩原線	県道			西口駅前広場	
砂防設備	ツナギ川砂防設備	砂防ダム1基、調整池1基、流路工L=665m	駐車場	滝沢駐車場	地上1階自走式	

資料-新潟県の都市計画、湯沢町資料

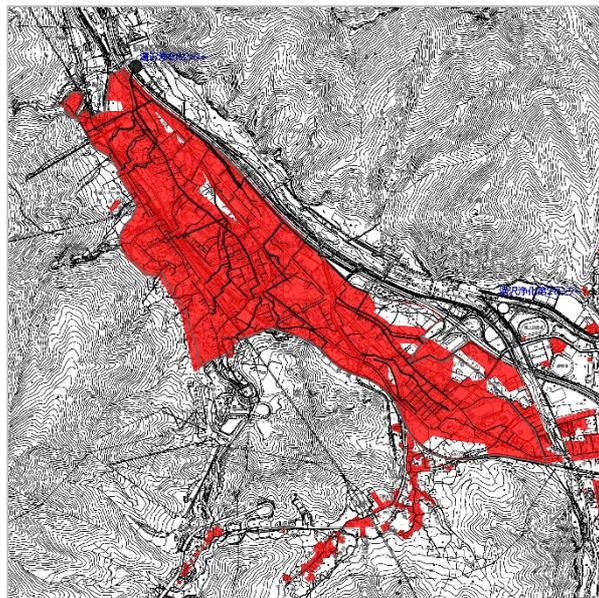


図. 下水道整備状況

項目		凡例	
		整備済	未整備
管	幹線	———	■■■■
	支線	———	■■■■
路	処理場	●	○
	ポンプ場	■	□
供用済区域		[Red Shaded Area]	
計画区域		[Red Box with *]	
都市計画区域界		- - - - -	
用途地域指定区域境界線		—————	

資料-平成29年度都市計画基礎調査

③都市機能の分布状況

- 用途地域指定区域内に機能が集積しており、都市計画区域外では買い物難民が発生しています。

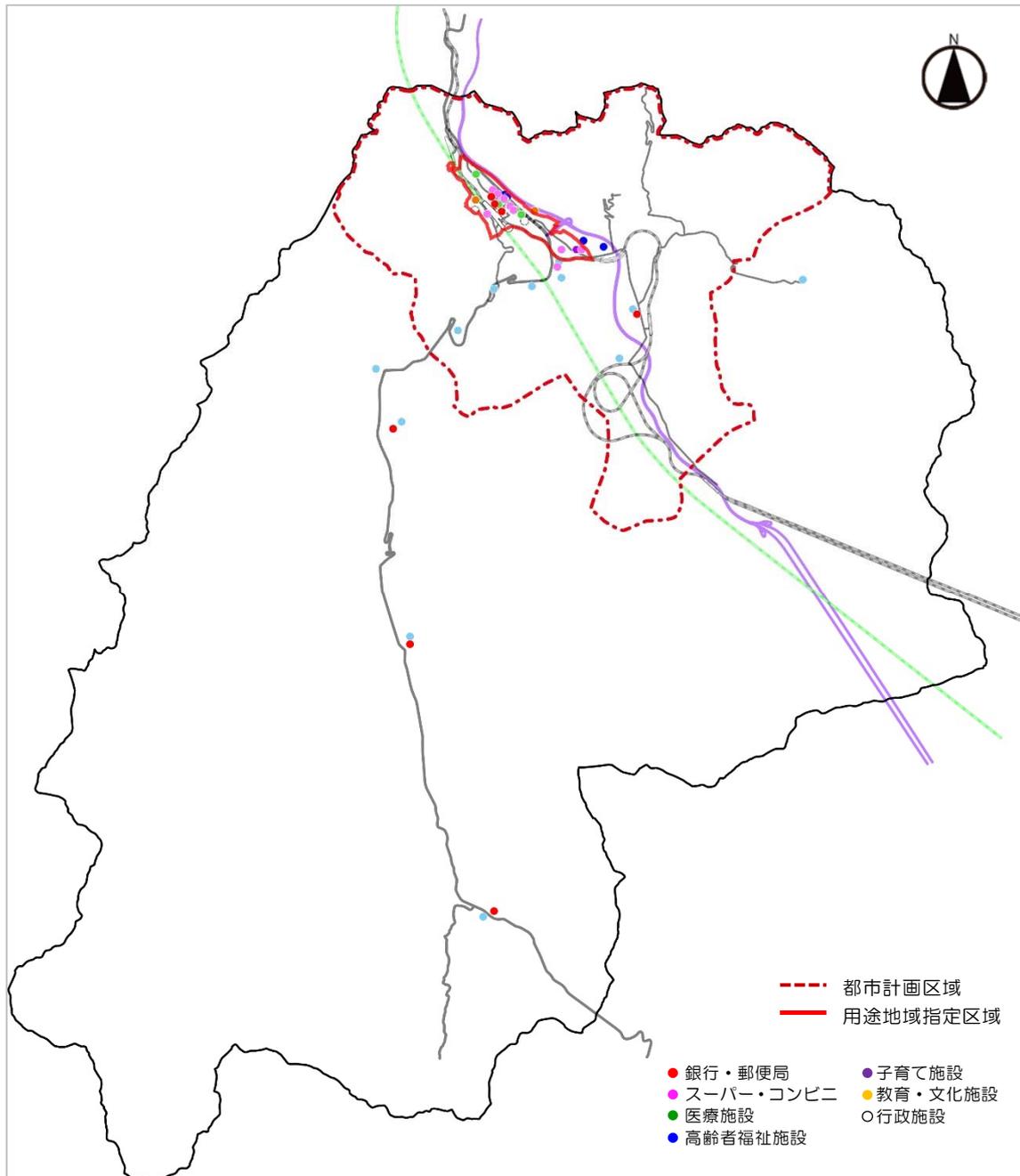


図. 都市機能分布状況（町全体）

- 各種サービス施設が用途地域指定区域内に拠点を形成しており、用途地域指定区域内を縦断する国道17号によりネットワークを形成しています。

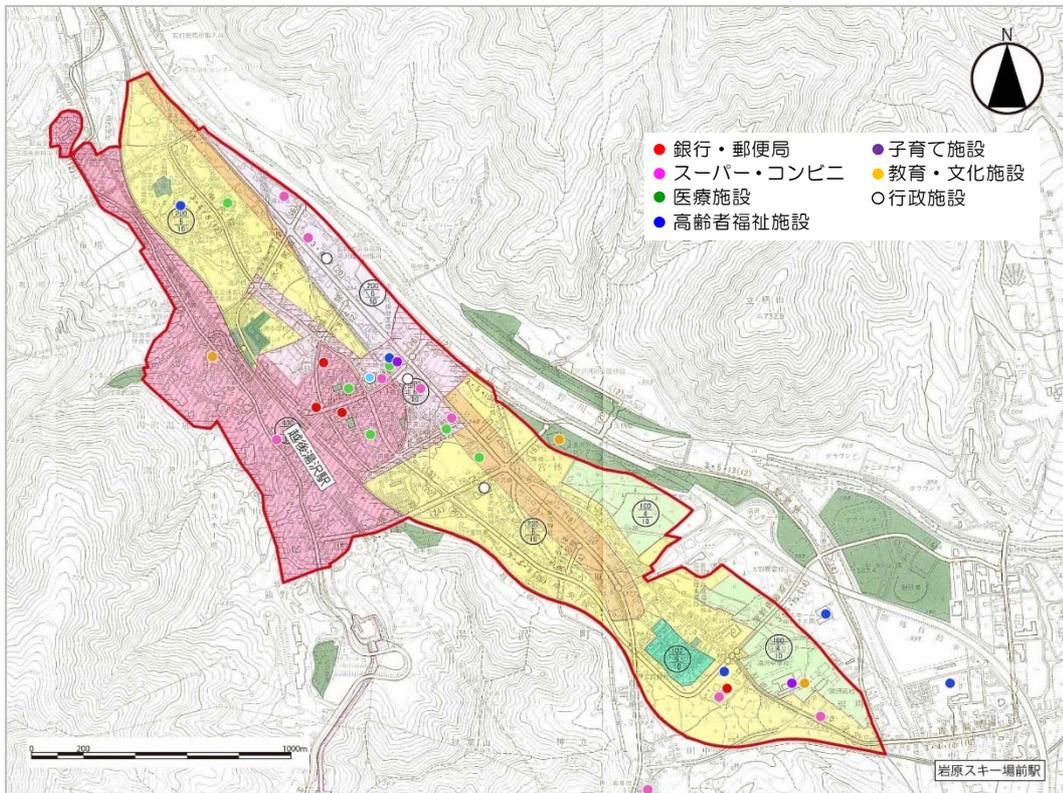


図. 都市機能分布状況（用途地域指定区域）

広域的な地域間流動の状況を以下に示します。

【通勤・通学】

- 湯沢町は、南魚沼市の通勤圏としての結びつきが強く（1,489人、4.4%）相互関係にあります。

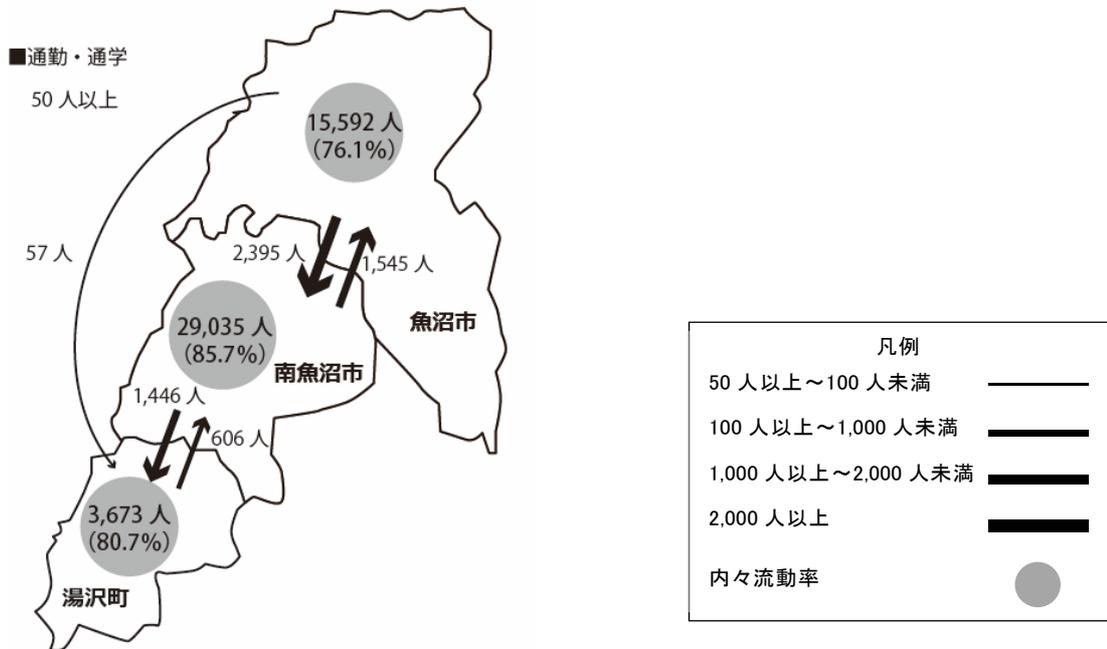


図. 地域間流動（通勤・通学）

資料-平成27年国勢調査

【買い物】

- 定住自立圏内の大規模小売店舗の立地状況を見ると国道 17 号沿道に立地しています。
- 湯沢町は、町内（16.7%）の割合が低く、南魚沼市（40%）に依存しています。

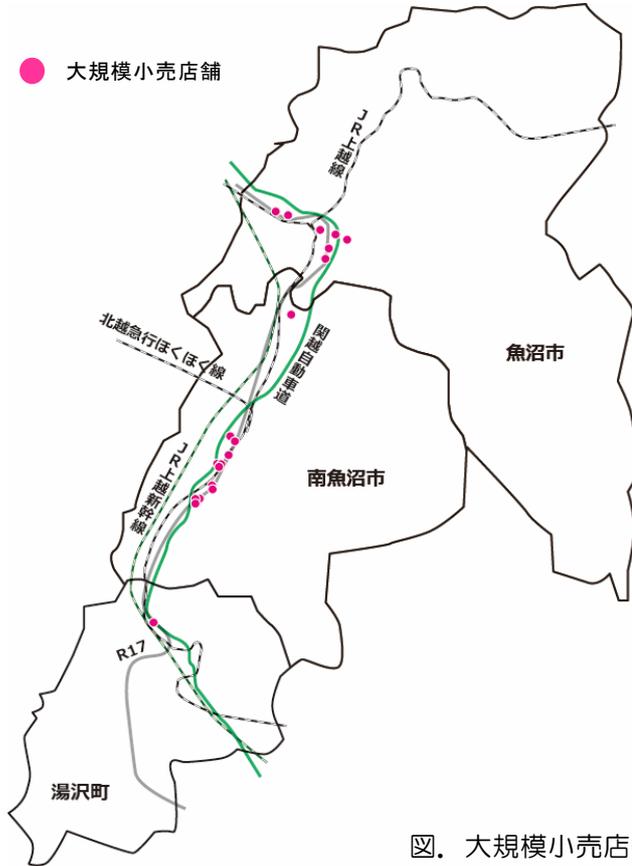
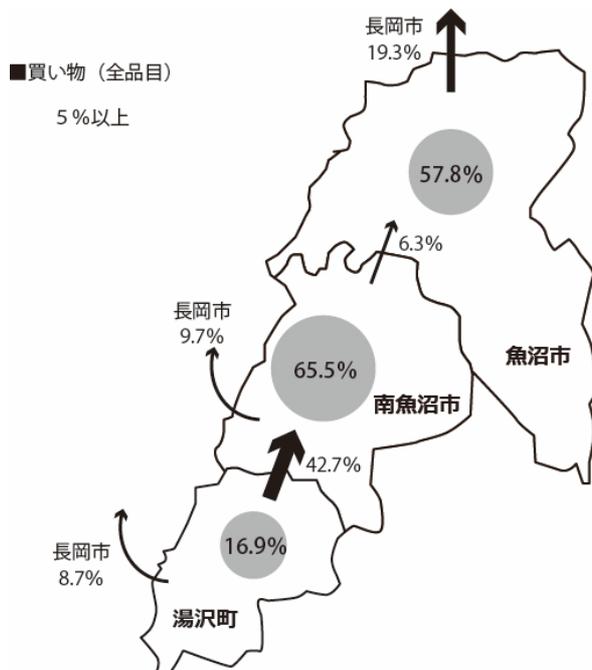


表.大規模小売店舗一覧

市町村名	医療機関名
湯沢町	湯沢ハーツ
南魚沼市	コメリホームセンター六日町店
	原信 六日町店
	HIRASEI遊六日町店
	ダイレックス六日町店
	ひらせいホームセンター浦佐店
	六日町駅前ショッピングセンター
	六日町ショッピングパーク
	Aコープしおざわ店
	原信塩沢店
	ひらせいホームセンター塩沢店
魚沼市	The ダイソー塩沢店
	塩沢ショッピングモール
	魚沼ショッピングセンター
	小出ショッピングセンター
	サカキヤ国道店
	良品生活館小出店
	原信小出東店
	マルイ堀之内店
ひらせいホームセンター堀之内店	

資料：新潟県内大規模小売店舗 (1000㎡) 一覧
令和元年 8 月末時点

図. 大規模小売店舗分布



凡例

5%以上～10%未満	———
10%以上～40%未満	—————
40%以上	—————
内々流動率	●

図. 地域間流動（買い物） 資料-平成 28 年度中心市街地に関する県民意識・消費動向調査

【通院】

- 定住自立圏内の医療機関の立地状況を見ると国道17号沿道に立地しています。
- 湯沢町内の通院は48.7%、南魚沼市へは約40%と、買い物と同様に依存しています。



表.医療機関一覧

市町村名	医療機関名
湯沢町	湯沢町立湯沢病院
	角谷整形外科医院
南魚沼市	魚沼基幹病院
	南魚沼市民病院
	南魚沼市立ゆきぐに大和病院
	南魚沼市立城内診療所
	南魚沼市立中之島診療所
	南魚沼市休日救急診療所
	齋藤記念病院
	五日町病院
	やすかわ整形外科
	河内医院
	藤島眼科医院
	風間内科医院
	魚沼市
堀之内医療センター	
ほんだ病院	
うおぬま眼科	
うおぬま小児クリニック	
中島脳外科内科医院	

資料：魚沼地域定住自立圏共生ビジョン
南魚沼市・湯沢消防署
H27 医療機関別搬送状況

図. 医療機関分布図

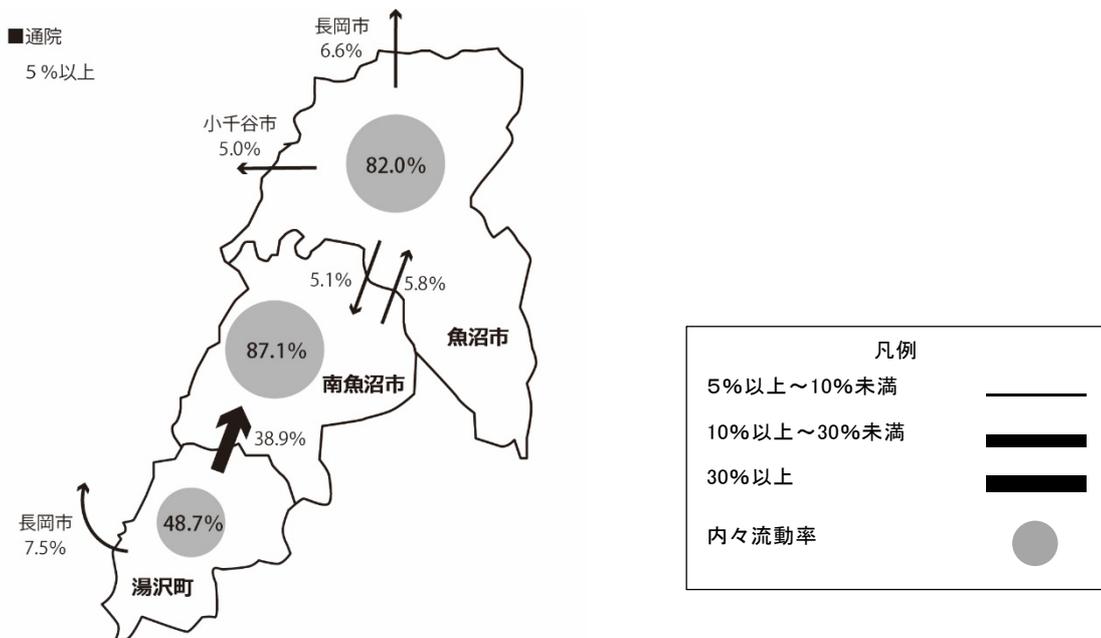


図. 地域間流動（通院） 資料-平成21年新潟県保健医療需要調査結果報告書

c) 人口

①人口動向

- 人口は減少している一方、高齢化が進んでおり、令和27年（2045年）には高齢化率が50%を超える見通しにあります。

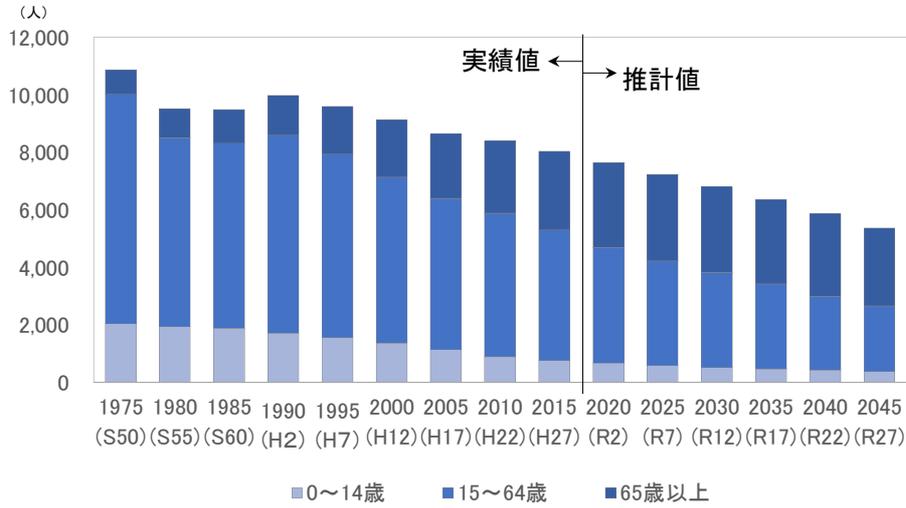


図. 人口の推移と見通し

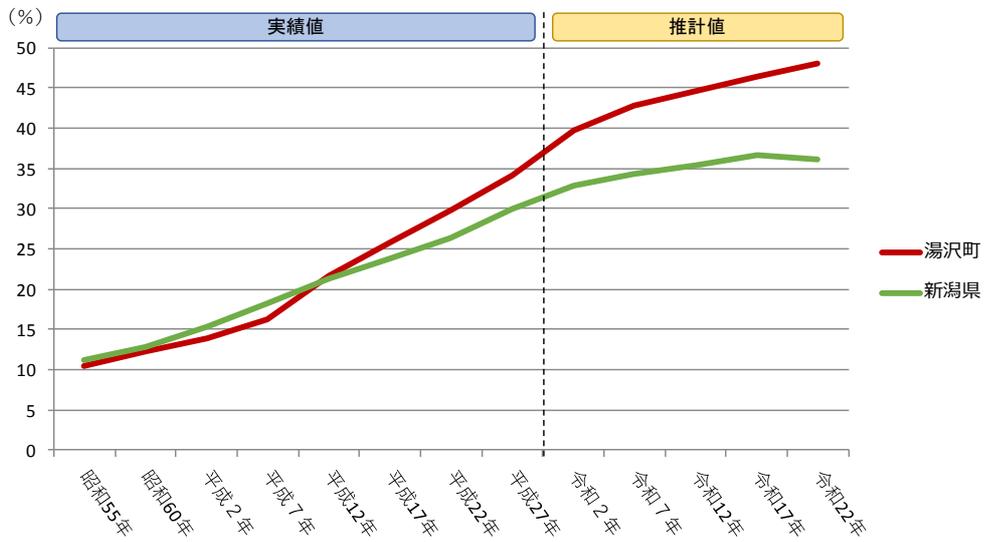


図. 高齢化率の推移と将来推計（新潟県、湯沢町）

資料-湯沢町：実績値は「国勢調査」、推計値は湯沢町「湯沢町人口ビジョン」
 新潟県：高齢者の現況 平成28年10月1日現在

②人口動態（自然動態）

- 平成14年（2002年）以降、自然動態がマイナスの状況が続いています。
- 県及び南魚沼市と比べて低い値となっており、近年は魚沼市や津南町と同程度に自然減が進んでいます。

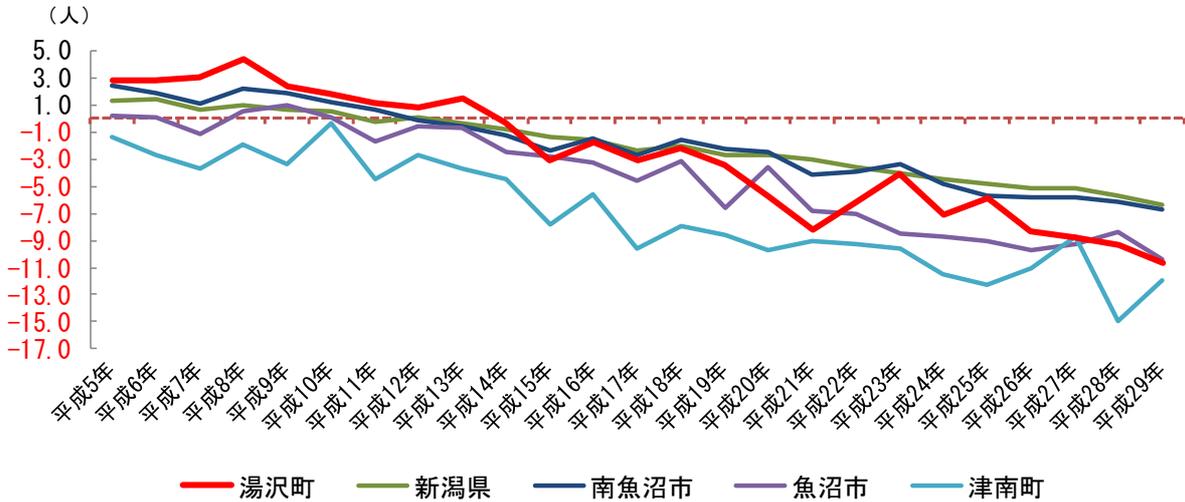


図. 県及び近隣自治体の人口千人あたり自然動態の推移

資料-新潟県人口動態統計

③人口動態（社会動態）

- 本町の社会動態は、県及び近隣自治体で転出超過が続く中、転入者が転出者を上回る年もあり、比較的高い値で推移しています。
- 平成24年（2012年）、平成25年（2013年）、平成28年（2016年）以降は、転入者が転出者を上回っています。

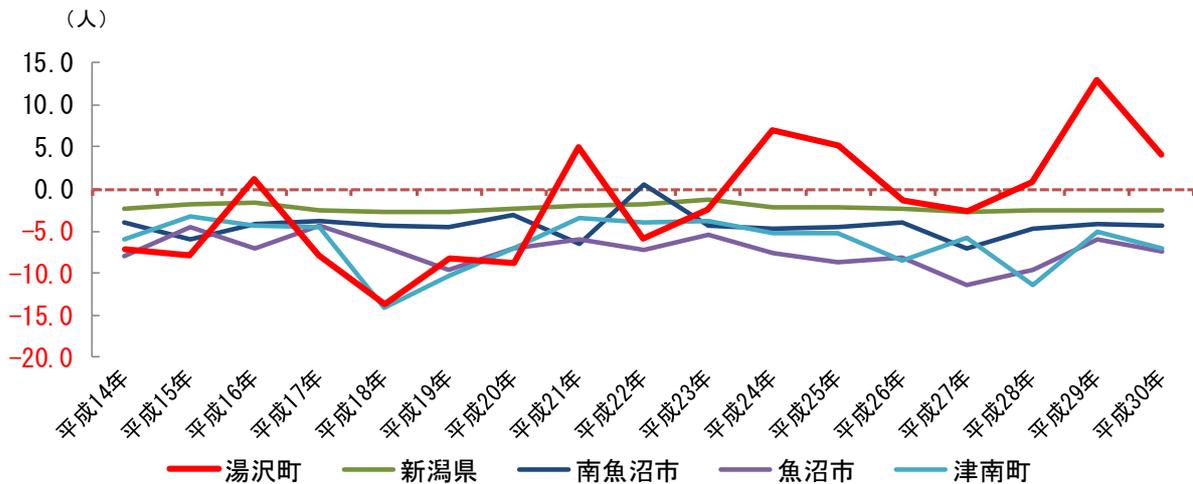


図. 県及び近隣自治体の人口千人あたり社会動態の推移

資料-新潟県人口調査

④年齢別転入・転出の状況

- 10歳代後半から30歳代前半で転出が多く、30歳代後半から70歳代まで転入が多くなっています。特に50歳代から60歳代で転入が多い傾向にあります。
- 10～20歳代前半までは「学業」や「職業」を理由に県外へ転出する人が多く、30歳代後半では「住宅」を理由に県内に転出する人数が多くなっています。

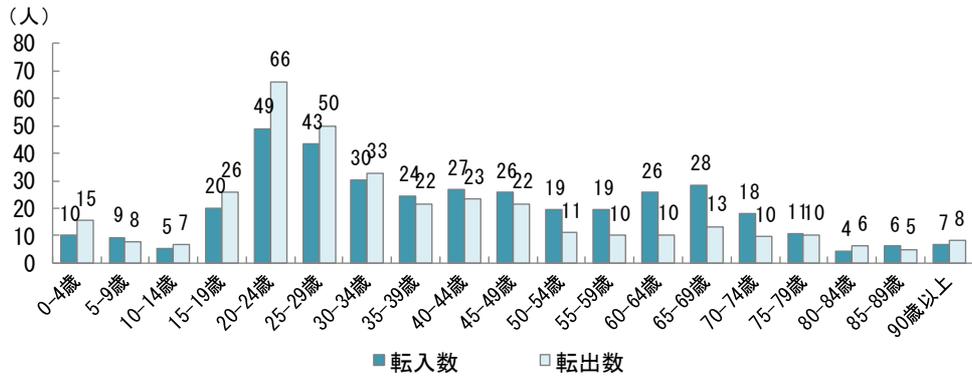


図. 年齢別 転入数・転出数の推移 (2016-2018年平均値)

資料-住民基本台帳人口移動報告

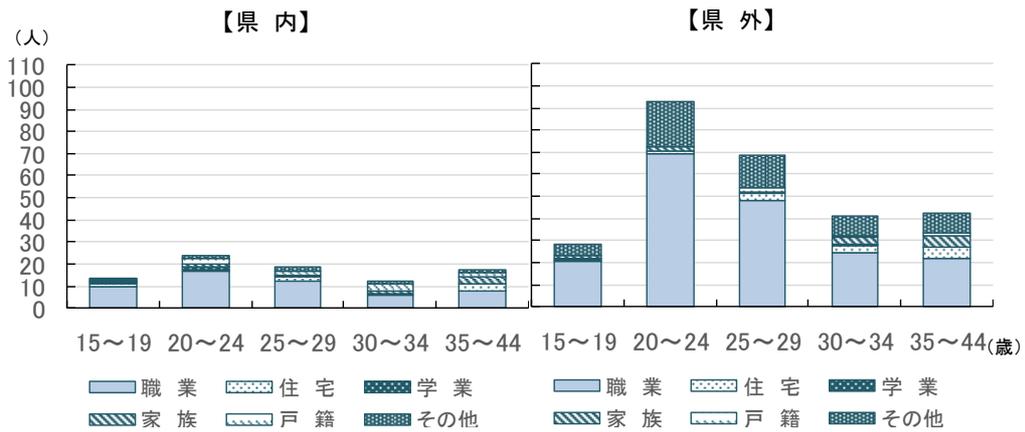


図. 転居理由別 転入者数 (平成28-30年平均)

資料-新潟県人口移動調査

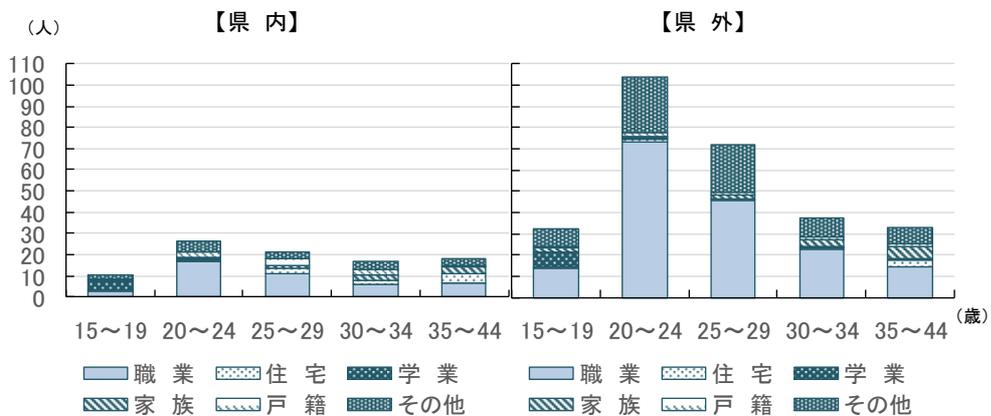


図. 転居理由別 転出者数 (平成28-30年平均)

資料-新潟県人口移動調査

⑤地区別人口構成比

- 全ての地区で少子高齢化が進行しています。
- 土樽地区は、リゾートマンションへの定住による増加が見られ、また、高齢者人口構成比が他地区に比べ高いことから、リゾートマンションへの定住は高齢者が多いものと考えられます。

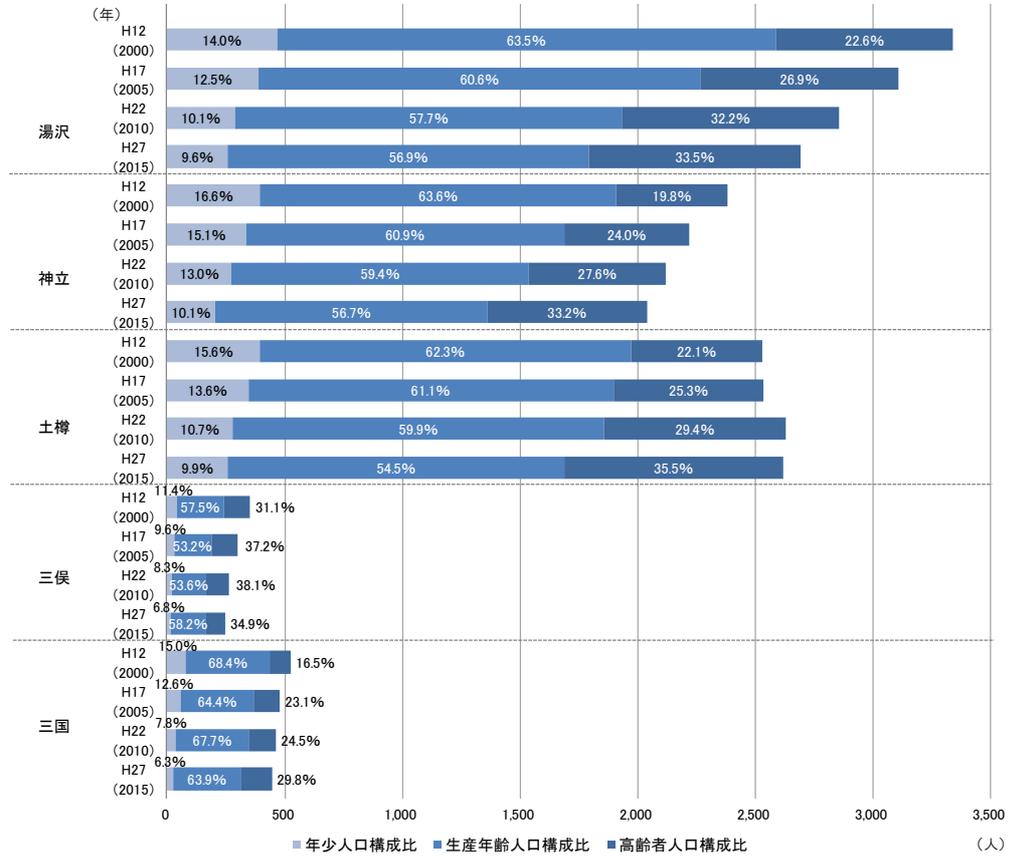


図. 地区別総人口の人口推移

資料-湯沢町公共施設等総合管理計画 平成 29 年 3 月

⑥高齢者（要支援・要介護認定率）

- 要支援・要介護認定率（第2号被保険者を含む）は平成 28 年（2016 年）と平成 29 年（2017 年）は 14.3%となっており、国及び県と比較すると、低い水準で推移しています。

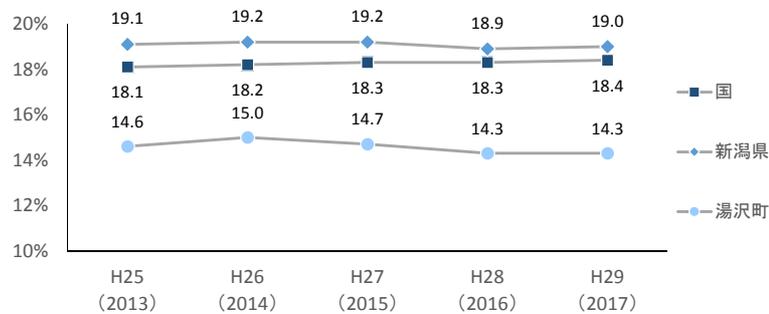


図. 要支援・要介護認定率の推移

資料-厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年3月末時点

⑦人口密度

- ・平成22年度（2010年度）と平成27年度（2015年度）を比較すると、減少傾向にあるものの人口密度の分布状況に変化はありません。

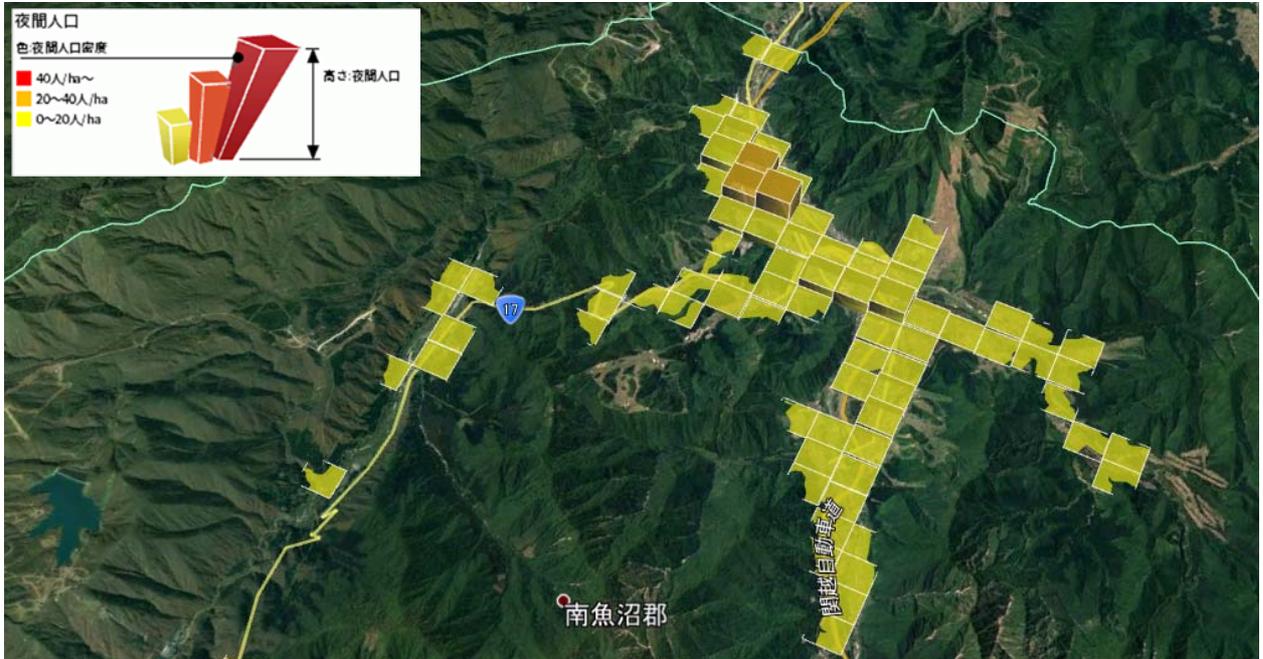


図. 人口密度（平成27年）

資料-都市構造可視化計画より作成



図. 人口密度（平成22年）

資料-平成22年国勢調査

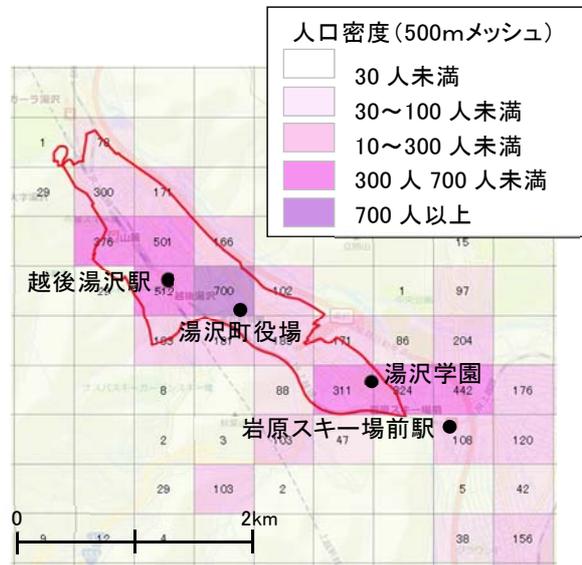


図. 人口密度（平成27年）

資料-平成27年国勢調査

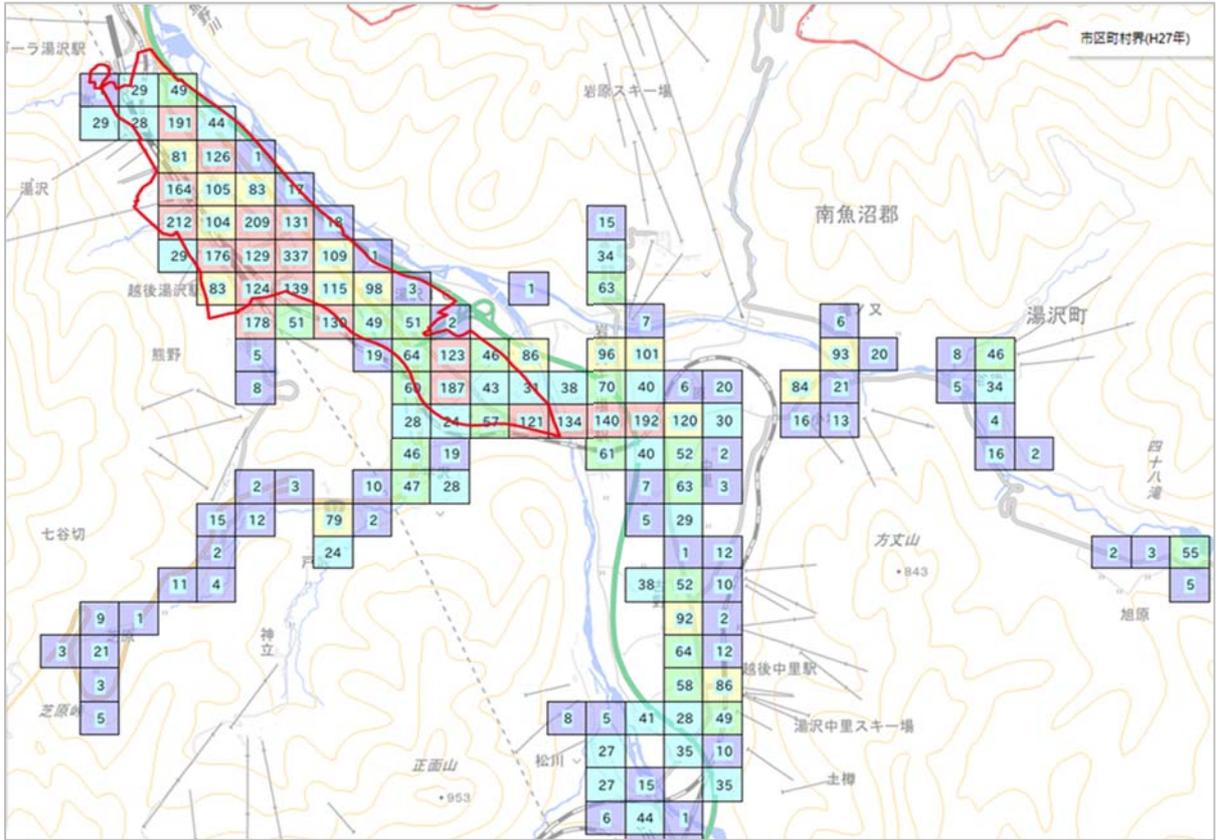


図. 都市計画区域内の人口密度
資料-平成 27 年国勢調査 250mメッシュ人口より作成

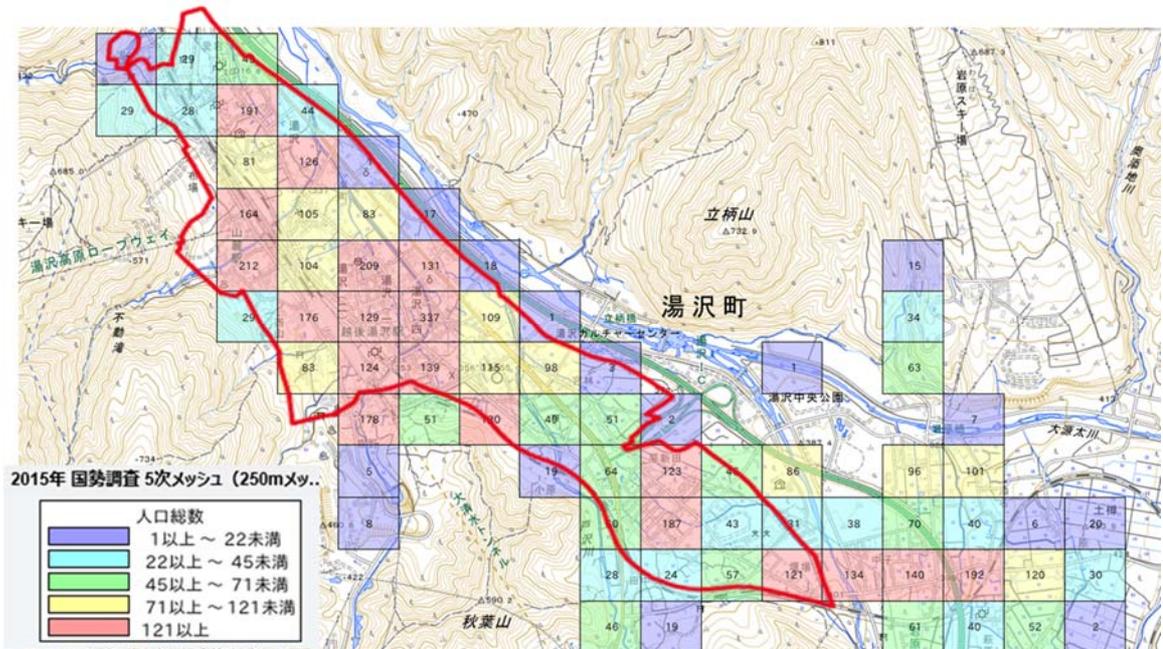
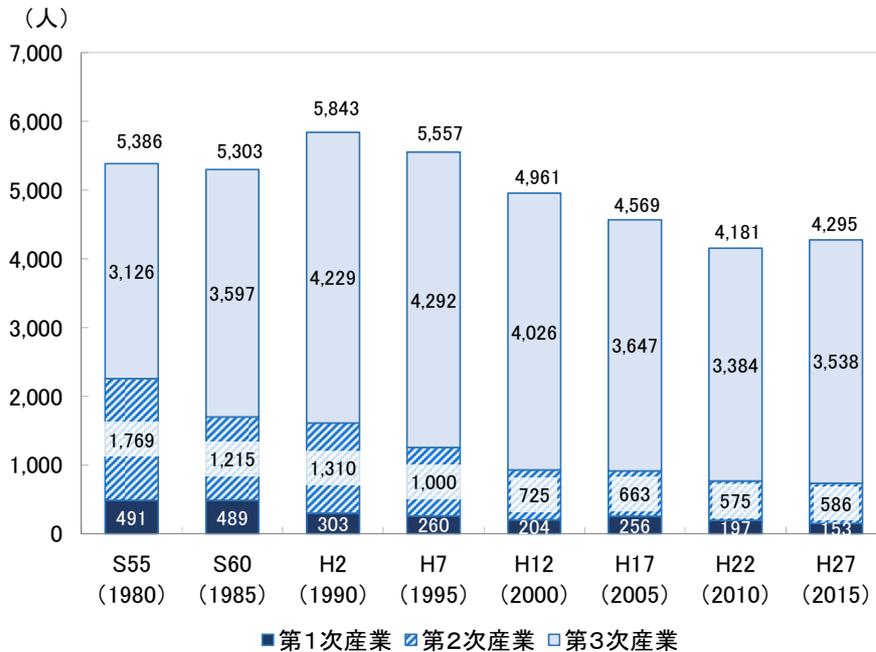


図. 市街地の人口密度
資料-平成 27 年国勢調査 250mメッシュ人口より作成

d) 産業構造

①産業別就業人口の推移

- ・第1次産業及び第2次産業は減少が続いています。
- ・第3次産業も平成7年をピークに減少しているものの、就業者数の約8割を占めています。



(単位：%)

区分	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	
就業者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
産業別	第1次産業	9.1	9.2	5.2	4.7	4.1	5.6	4.7	3.6
	第2次産業	32.8	22.9	22.4	18.0	14.6	14.5	13.8	13.6
	第3次産業	58.0	67.8	72.4	77.2	81.2	79.8	80.9	82.4
	分類不能	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.6	0.4

注： 数値は全体の就業者数を100としたときの各産業の就業者数の割合を表している。

就業者数：分類不能を含む産業別就業者数の合計

第1次産業：農林業等、自然の恩恵を活用した産業

第2次産業：製造業や建築業、工業等、第1次産業で生産した原材料を加工する産業

第3次産業：主にサービス業（小売・運送・教育・介護・医療等）、第1次、第2次産業のいずれにも該当しない産業

図. 産業別就業人口の推移（1980年～2015年）

資料：国勢調査（昭和55年～平成27年）

②男女別産業大分類別人口

- 男性、女性ともに宿泊業、飲食サービス業の就業者数が特に多くなっており、観光が本町の基幹産業となっていることがわかります。
- 産業大分類別の就業者の比率を全国と比較した係数（特化係数）をみると、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業が高く、本町の産業の特徴と言えます。

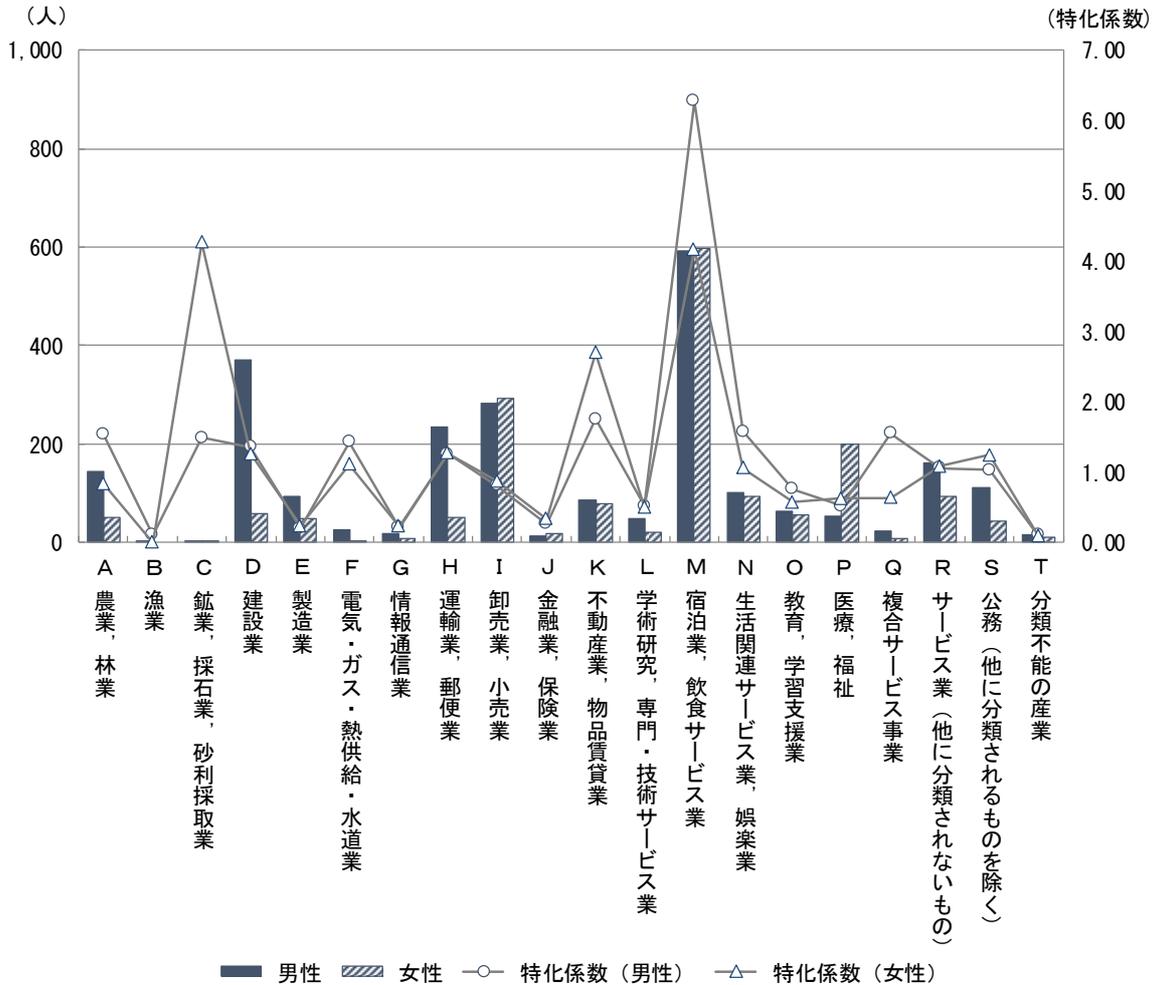


図. 男女別就業人口（特化係数）（平成 27 年）

資料-湯沢町人口ビジョン

e) 災害

- 用途地域指定区域内は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があります。
- 浸水想定区域は市街地内に存在していません。

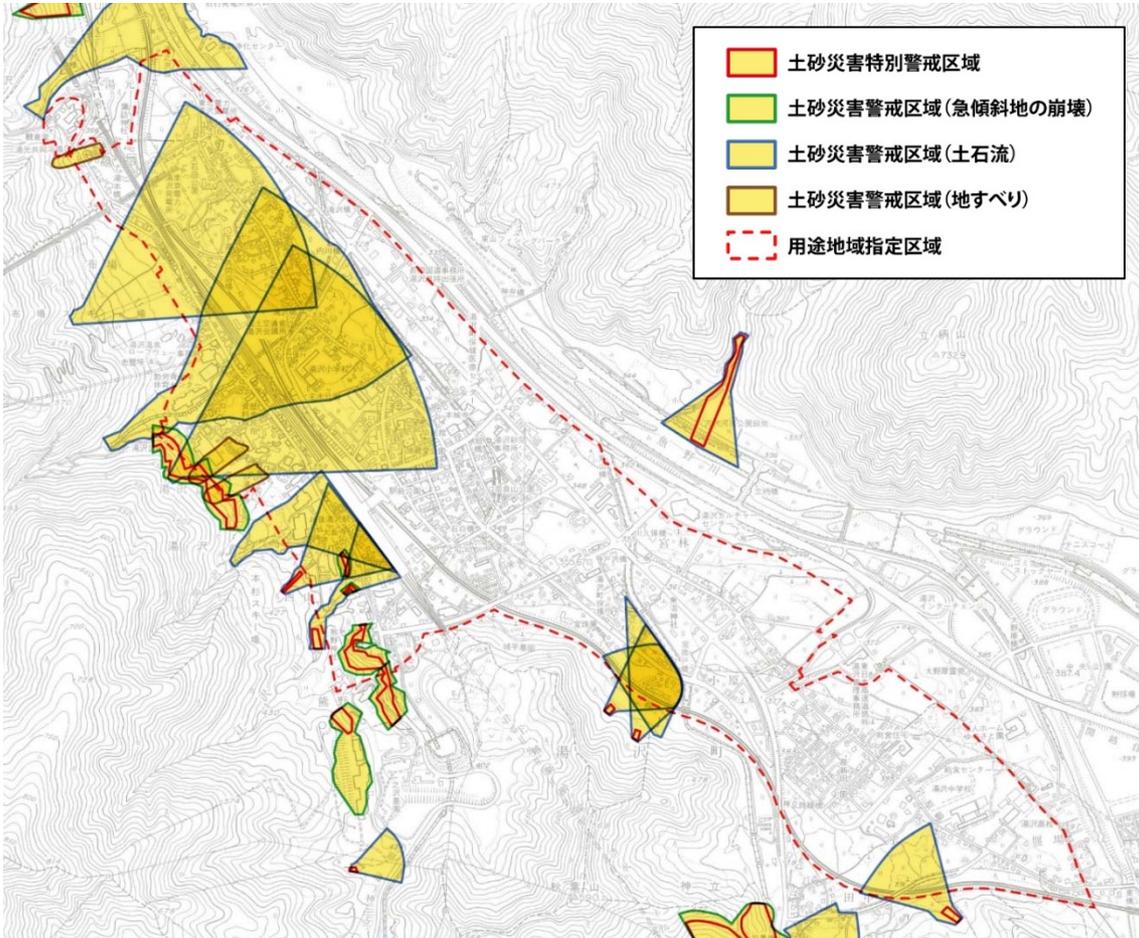


図. 湯沢町土砂災害ハザードマップ

資料-湯沢町土砂災害ハザードマップ

【湯沢町の既往の主な災害（風水害）】

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
昭和10年9月25日	台風	総雨量 328 mmで河川氾濫、 土石流等により大被害農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和23年9月16日	アイオン台風	総雨量 230.4 mmで河川氾濫等により大被害農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和34年9月27日	伊勢湾台風	強風により大被害住家全壊6棟、半壊102棟、小壊241棟、軽傷者1人、立木倒壊約2400本、被害額38,412千円
昭和40年9月17日	台風4号	日雨量165.4 mmで河川氾濫等 大風で全壊1棟
昭和46年7月25日	豪雨	時間雨量 65 mmで河川氾濫等浸水家屋16棟
昭和53年6月	梅雨前線	水田、畑に冠水、 土砂流入
昭和54年10月1日	台風16号	強風による非住家の破損等
昭和56年7月13日	集中豪雨	床下浸水11戸、河川の決壊等15箇所
昭和56年8月23日	台風15号	降雨量 225 mmで河川氾濫等により大被害床上浸水2棟、床下浸水68棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年8月2日	台風10号	住家一部破損2棟他
昭和57年8月23日	台風15号	農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年9月12日	台風18号	床上浸水1棟、床下浸水3棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
平成3年9月27日	台風19号	住家一部破損1棟他
平成6年9月30日	台風26号	住家一部破損10棟他
平成10年9月16日	台風5号	床下浸水5棟、一部破損1棟、農地冠水他
平成10年10月18日	台風10号	強風による家屋破損他
平成13年8月24日	台風11号	県道橋脚沈下、河川護岸流出他
平成20年7月1日	集中豪雨	土砂流出による道路被害他
平成23年9月3日	台風12号	床下浸水1棟、河川護岸流出他
平成24年4月3日	爆弾低気圧	家屋一部破損2棟
平成24年4月6日	爆弾低気圧	家屋一部破損1棟
平成25年9月16日	台風18号	床下浸水2棟、一部破損1棟、河川護岸流出他
令和元年10月12日	台風19号	土砂流出による道路被害 、道路流出、橋梁流出

f) 交通

- JR 上越新幹線、JR 上越線、北越急行ほくほく線、高速道路関越自動車道、主要国道17号が整備されています。
- 新幹線や高速道路などが整備されており、高速交通網の利便性が高いです。

表. 町内の主な交通

鉄道	JR 上越新幹線（2 駅）、JR 上越線（4 駅）、北越急行ほくほく線（1 駅）
道路網	関越自動車道、国道 17 号
路線バス	6 系統
福祉バス	健康増進施設～遠距離の地区（三国方面、土樽・旭原方面、湯沢方面）

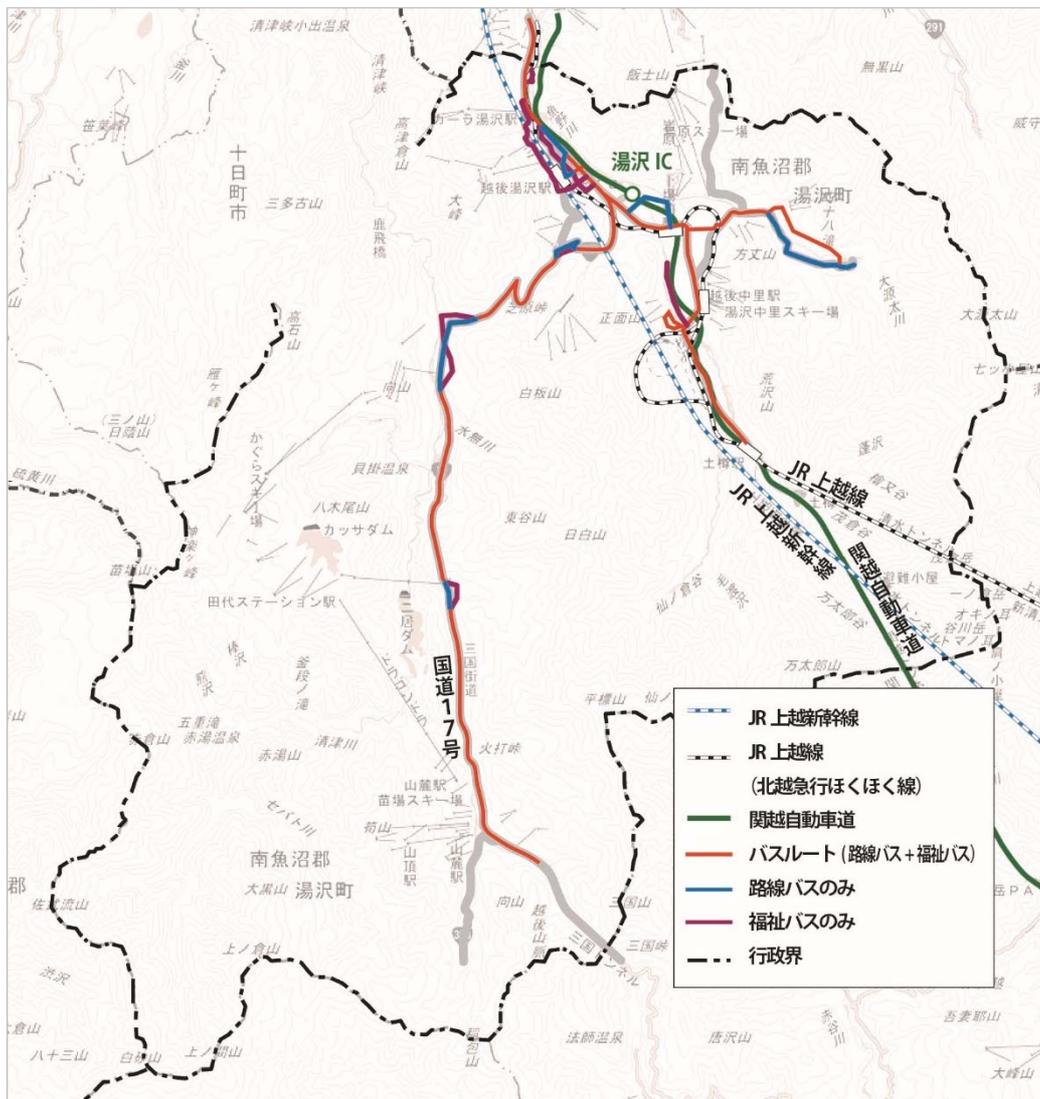


図. 交通状況

資料-湯沢町資料をもとに作成

①鉄道

- 湯沢町の玄関口である越後湯沢駅の運行本数は、土樽駅方面が11本/日で南魚沼市方面が28本/日となっています。
- 年間乗車人員は110万人程度で、近年は増加傾向にあります。

表. JR越後湯沢駅の運行状況（在来線）

行き先	運行本数/日
水上・渋川方面（上り）平日	11
長岡方面（下り）平日	28

(万人)

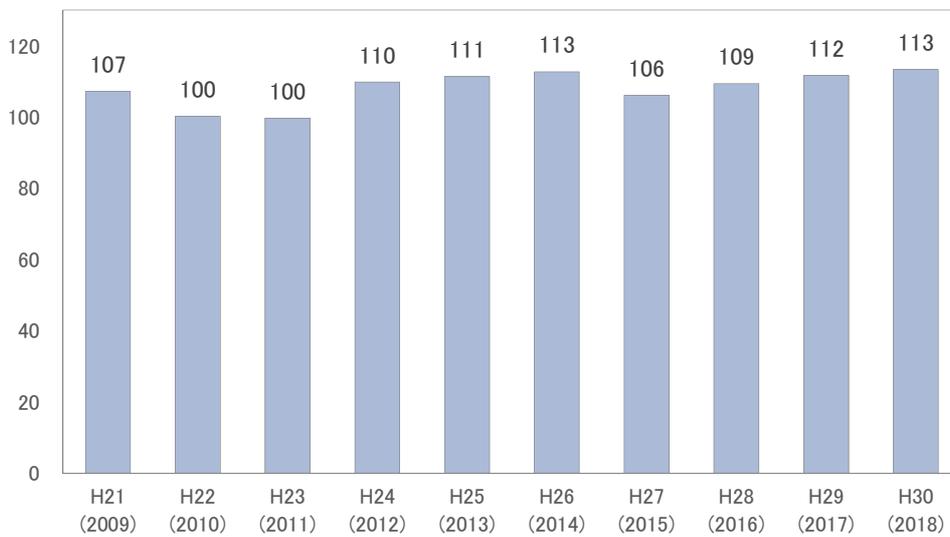


図. JR 越後湯沢駅の年間乗車人員

資料-新潟県統計資料、JR 東日本 HP

②路線バス

- 町内の路線バスは6系統が最大 10 本／日運行しています。
- 越後湯沢駅を経由する路線バスの年間利用者数は8～10 万人が利用しており、過去5年間で見ると増加傾向にあります。
- 湯沢町から南魚沼市を運行する路線バスの輸送状況は、年間約4～5万人が利用しており、近年は減少傾向にあります。

表. 路線バスの運行状況

路 線 名	運行本数/日
湯沢＝塩沢＝六日町 線	8
湯沢＝湯沢学園＝中里＝土樽 線	8
湯沢＝三俣＝貝掛温泉＝苗場プリンスホテル＝浅貝＝西武クリスタル線	10
湯沢＝湯沢学園＝プールオーロラ＝岩原＝小坂＝谷後＝旭原＝大源太線	8
旧小学校前＝湯沢駅前＝湯沢学園線	3
<急行>湯沢＝清津峡＝津南＝森宮野原駅 線	5

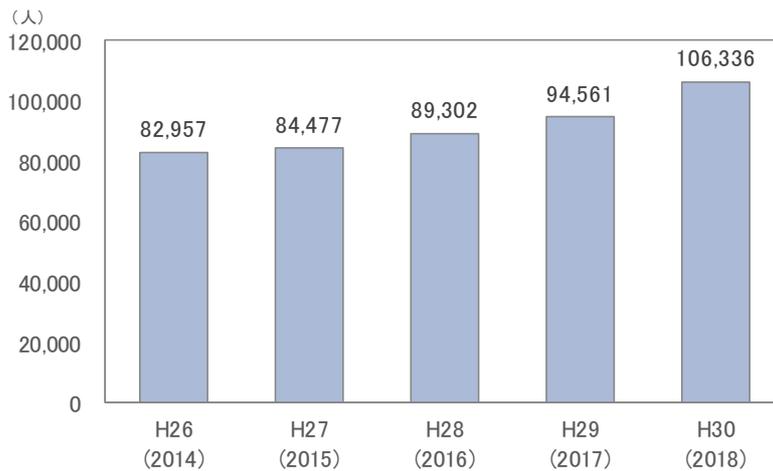


図. 越後湯沢駅を経由する路線バスの年間利用者数

資料-南越後観光バス資料

表. 湯沢町～南魚沼市（六日町）の路線バスの輸送状況

系統			利用者数				
起点	経由	終点	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
六日町車庫前	新国道	湯沢車庫前	9,373	10,200	9,021	8,762	7,849
六日町車庫前	大木六	湯沢車庫前	42,326	40,905	31,605	39,655	36,416
		合計	51,699	51,105	40,626	48,417	44,265

資料-湯沢町

③福祉バス

- 健康増進施設（総合福祉センター併設）から無料送迎バスを運行しています。
- 福祉バスの年間利用者数は 1,500 人程度で推移していましたが、平成 30 年（2018 年）に 200 人程減少しました。

表. 福祉バスの運行状況

対象者	湯沢町在住の自力で乗降できる 65 歳以上の高齢者、及び身体・知的・精神障がい者
日程	<ul style="list-style-type: none"> • 毎週火曜日 三国方面 • 毎週木曜日 土樽、旭原方面 • 毎週火曜日 湯沢方面

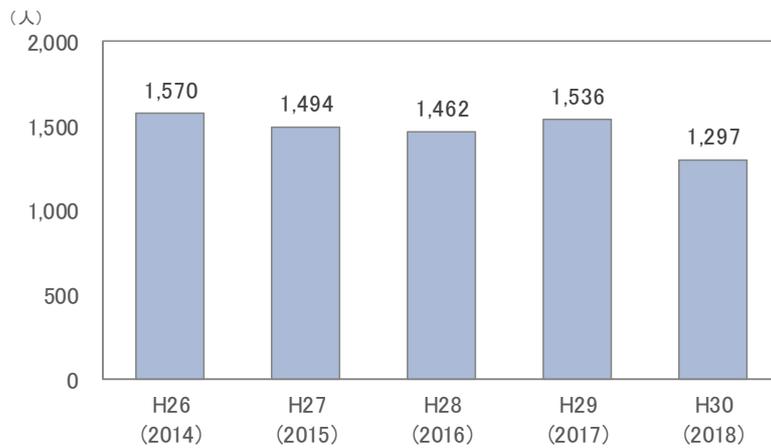


図. 福祉バスの年間利用者数

資料-湯沢町

④用途地域指定区域内の状況

- 鉄道（JR）、関越自動車道、国道 17 号が市街地を縦断しています。
- 国道 17 号は路線バスが通っています。
- 用途地域指定区域は概ねバス停 300m 圏域をカバーしています。（次ページ図参照）

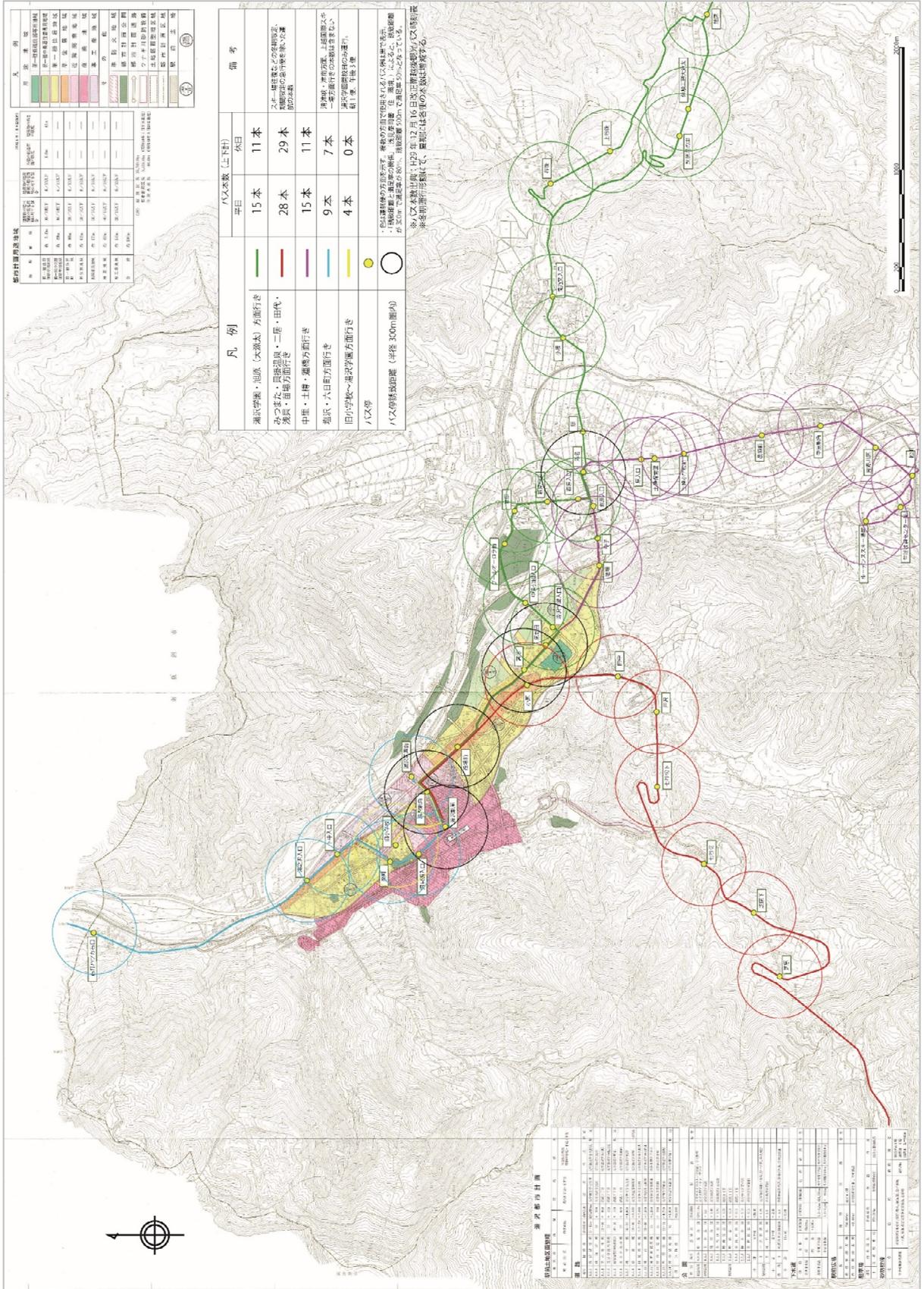


図. バス停 300m 圏域

g) 観光

- 平成 22 年度（2010 年度）に年間 400 万人を下回ったが現在は回復し、年間 425 万人 [平成 29 年度（2017 年度）] の観光客が訪れています。そのうち、スキー客が約 6 割を占めています。
- ピーク時 [平成 4 年（1992 年）] は、現在の 2.5 倍の観光客が訪れていました。
- 観光資源は知名度の高いスキーと温泉のほか、自然を活かしたレジャー施設や世界的ロックイベントの「フジロックフェスティバル」など様々な分野の観光資源を有しています。
- 平成 25 年（2013 年）に湯沢町観光振興計画を策定し、「四季を通じて、また訪れたいくなるまちづくり」として、「訪れてみたい」「また来たい」「暮らしてみたい」と思わせる、魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

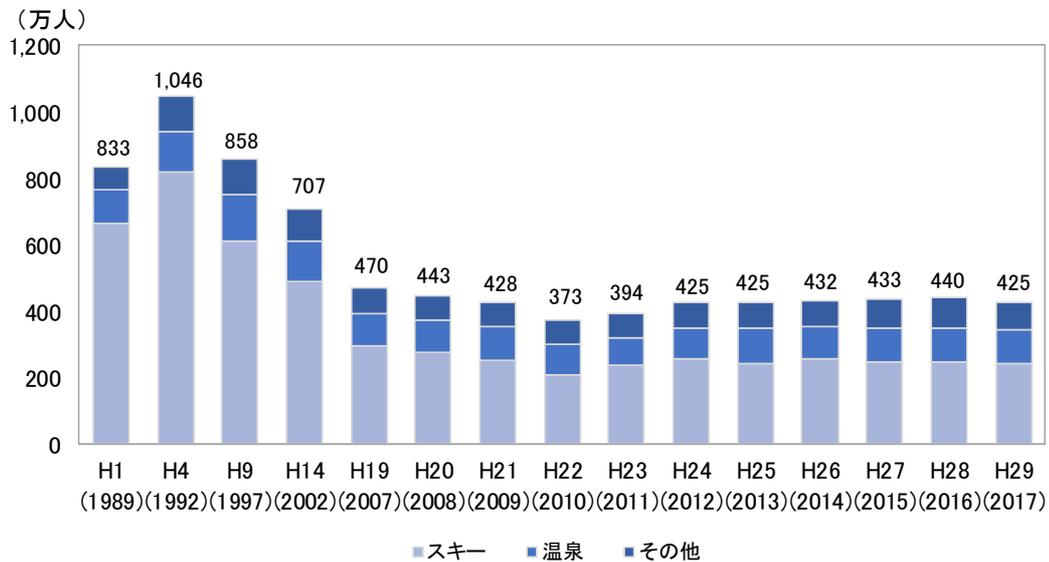


図. 観光入込客数の推移

資料-湯沢町観光統計

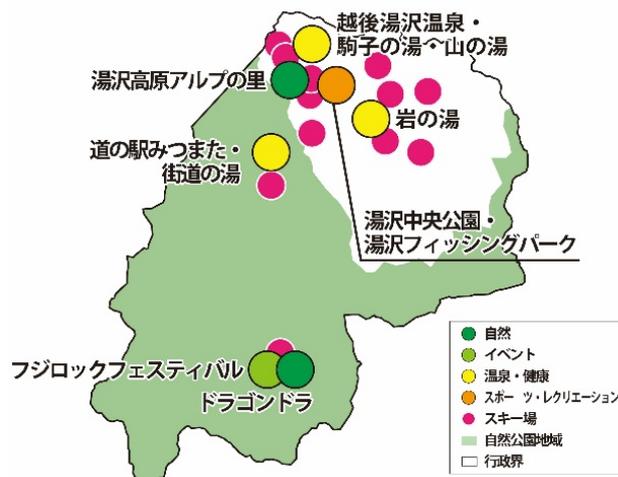


図. 観光資源の分布状況

資料-魚沼圏域都市計画マスタープラン

3) 空き家実態調査結果

空き家実態調査結果の概要を以降に示します。

平成30年度 湯沢町空き家実態調査結果

1. 空き家件数

現地調査件数	201件	所有者住所	
空き家候補	151件		
所有者が特定できず空き家と判断した件数 (a)	10件	町内	町外
アンケート実施件数	141件	49	92
アンケート結果により空き家と判断した件数 (b)=(c)+(d)	134件	45	89
アンケート回答	85件	29	56
空き家と回答 (c)	78件	25	53
空き家ではない	7件	4	3
アンケート未回答 (d)	56件	20	36
空き家件数 (a)+(b)	144件		

※町内会長への空き家調査、町民からの通報、職員のパトロール、水道の閉栓情報から、現地調査家屋を決め、調査を実施した。現地調査結果により、空き家候補の選定、所有者の調査、アンケートの実施を行い、空き家を特定した。

※空き家候補151件の内、所有者が特定できない10件を除く、141件にアンケートを実施

※現地調査により、空き家候補になった家屋でアンケート未回答及び所有者が特定できないものは、空き家と判定した。

2. 空き家現地調査危険度判定結果

空き家件数	144件	割合
A 小規模の修繕等により再利用が可能	3件	2%
B 管理が行き届いておらず損傷もみられるが当面の危険性はない。	86件	60%
C 今すぐ倒壊や建設材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が著しい。	39件	27%
D 倒壊や建設材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い	16件	11%

3. 地区(大字)別空き家数

空き家件数					144件	
	A	B	C	D	計	割合
湯沢	1	24	13	2	40件	28%
神立	2	18	3	3	26件	18%
土樽		25	9	5	39件	27%
三俣		9	7	3	19件	13%
三国		10	7	3	20件	14%
計	3	86	39	16	144件	

4. アンケート結果

アンケート実施件数									141 件			
アンケート回答数									85 件			
空き家ではない									7 件			
空き家と回答									78 件			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	未回答	計	割合
	現在と同じ(問1と同様の)利用方法を継続	自己利用(居住用、別荘など)したい	親や子ども等、親族の利用に供したい	売却先(購入者)を募集したい	賃貸の入居者を募集したい	売却と賃貸の両方で募集したい	自治体等と連携して地域住民・コミュニティの活用に供したい	取り壊し(更地化)したい	その他			
五年後までの活用意向												
現在の利用形態												
① 週末や特定の季節・目的などで使用する別荘などの二次的住宅	10	2	3	1		1	1		1		19 件	24%
② 仕事が遅くなった時などに使う二次的住宅	1										1 件	1%
③ 賃貸用の空き家					2			2			4 件	5%
④ 売却用の空き家				8		1			1		10 件	13%
⑤ 長期不在などの空き家	5	1	1	1			2	1			11 件	14%
⑥ 特に利用目的が無いための空き家	2	1		2	1	2	1	6			15 件	19%
⑦ その他	1	1		2			1	2	2		9 件	12%
⑧ 上記の利用形態に一致せず、空き家ではない	2		1						2	2	7 件	9%
未回答				1						1	2 件	3%
計	21	5	5	15	3	4	5	11	6	3		
割合	27%	6%	6%	19%	4%	5%	6%	14%	8%	4%		

4-2. アンケート結果

アンケート実施件数	141 件	
アンケート回答数	85 件	
空き家ではない	7 件	
空き家と回答	78 件	
空き家活用のための必要な制度(複数回答)		割合
① リフォームに関する支援	14 件	18%
② 有効活用に関する情報の提供	20 件	26%
③ 公的な機関による借り上げ制度	27 件	35%
④ 宅建業者との連携	15 件	19%
⑤ PR体制の整備(物件情報)	11 件	14%
⑥ 取り壊し(更地化)のための支援	28 件	36%
⑦ その他	2 件	3%
⑧ 有効利用は考えていない	14 件	18%
空き家バンク等の利用意向		割合
① 制度・サービスができてから利用するかどうかを考えたい	20 件	26%
② 利用したい	23 件	29%
③ 利用しない	12 件	15%
④ よくわからない	17 件	22%
未回答	6 件	8%

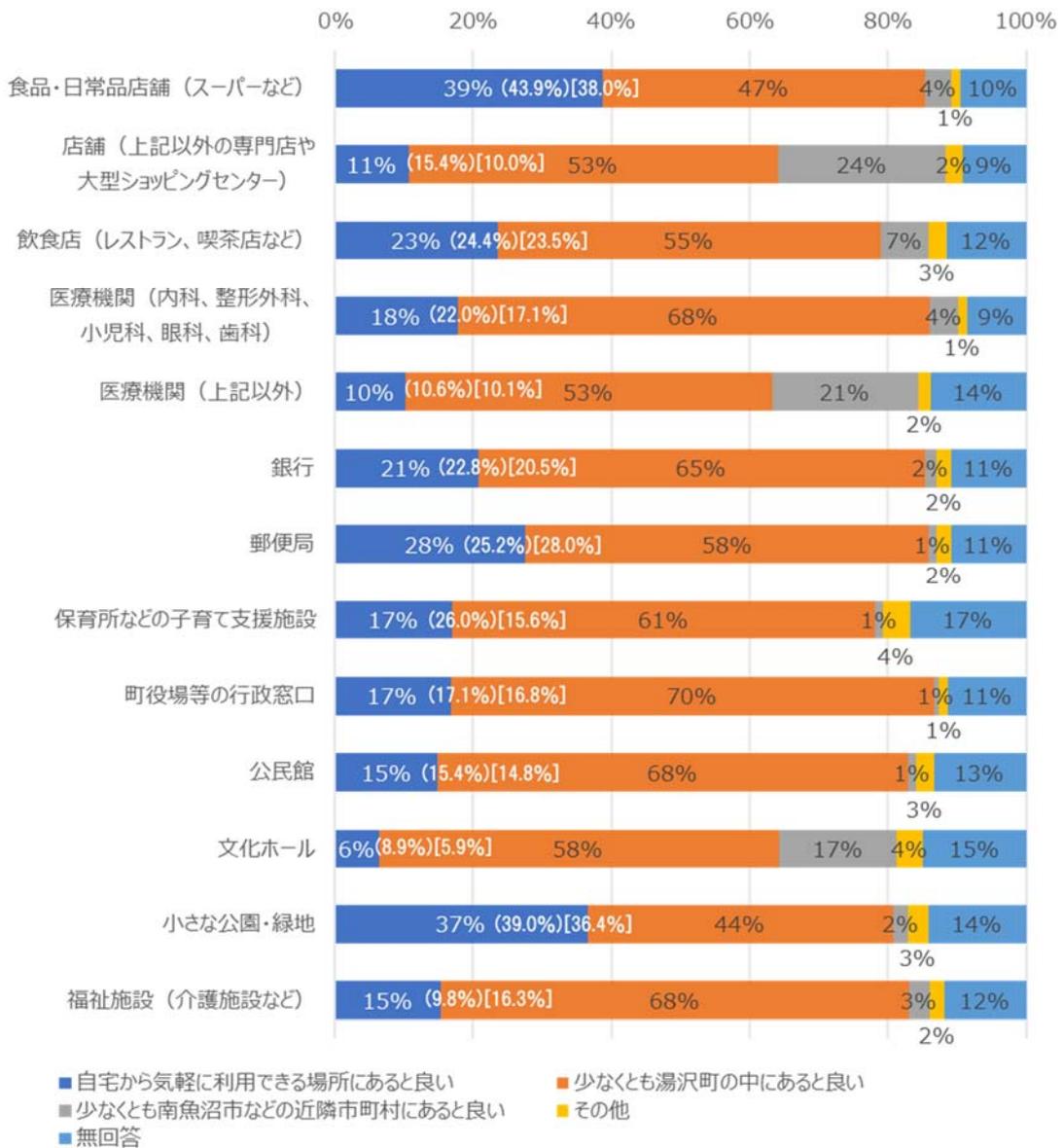
4) 町民意向調査

平成30年(2018年)9月に町内在住の16歳から85歳未満の方から無作為に抽出した2,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。(回収率:43.5%)

アンケート結果から、今後のまちづくりに対する町民の意向を把握しました。

①生活サービス機能の自宅から望ましい距離

- ・買い物や金融などの利用頻度が高い施設が自宅の近くに必要とされる一方、小さな公園・緑地は利用頻度が低いが自宅近くに必要と考えられています。
- ・大型ショッピングセンターや文化ホール等の利用頻度が低い施設は、町内に無くても良い割合が比較的多いです。
- ・自宅近くに望む機能について10~30歳代と40歳以上の割合を比較すると、子育て施設、大型ショッピングセンター、内科・小児科等医療機関、スーパーの割合が多くなっています。



※図中「自宅から気軽に利用できる場所にあると良い」の()は10~30歳代の割合、また[]は40~70歳代の割合

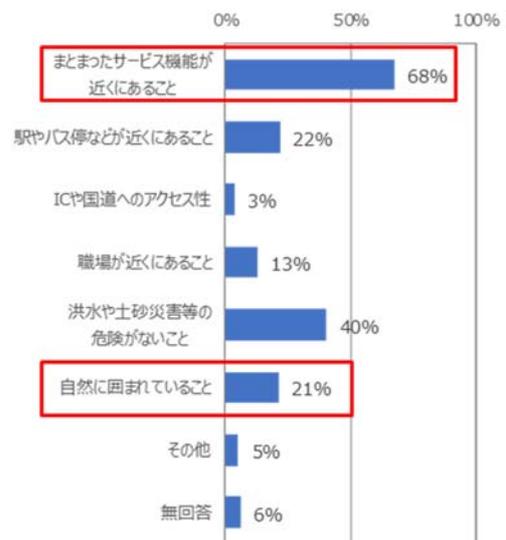
②町の中心部としての越後湯沢駅周辺に必要なもの

- 町の中心部として「商業施設の充実」（46%）が最も多く、次いで「医療・福祉施設の充実」が求められています。
- 商業や医療、働く場所といった、町の拠点としての機能の他、「観光の活性化」（24%）も目立っており、越後湯沢駅周辺が町の観光の拠点としても捉えられていることがわかります。
- 年齢別では、70歳以上で「医療・福祉施設の充実」が最も多く求められています。



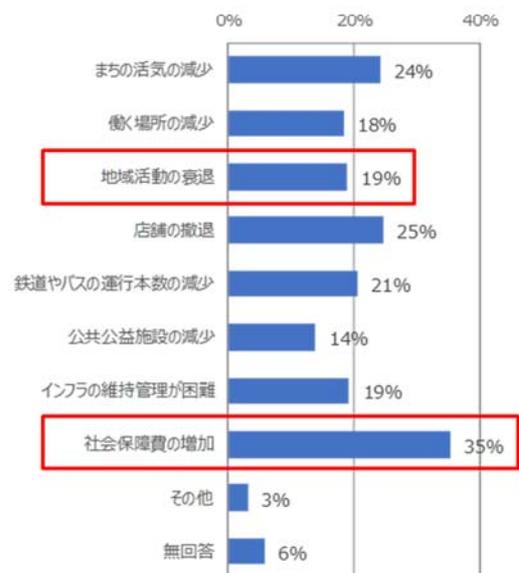
③住む場所に求めるもの

- 「日常生活に必要なサービス機能が近くにまとまっていること」（68%）が最も多く、次いで「洪水や土砂災害等の災害の危険が少ない」（40%）の順でした。
- 地域別では、三国地域や越後湯沢駅周辺以外の湯沢地域において「自然に囲まれていること」を求める割合が多いです。



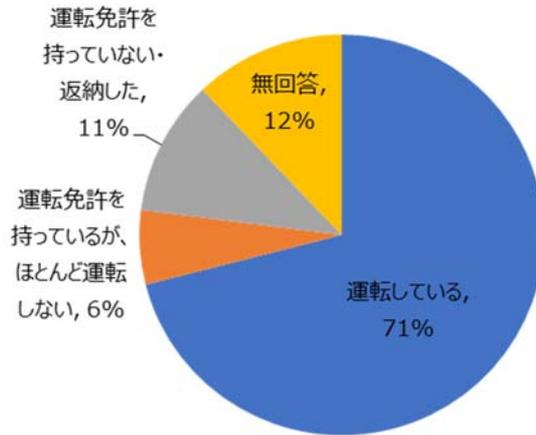
④人口減少・高齢化の進行により懸念されること

- 「社会保障費の増加」（35%）が最も懸念されており、次いで「店舗の撤退」（25%）の順でした。
- 年代別で見ると、上記の他、40歳以下では「店舗の撤退」や「まちの活気の減少」への懸念が強く、50歳以上では「自治会などの地域活動の衰退」への懸念が強い傾向にあります。



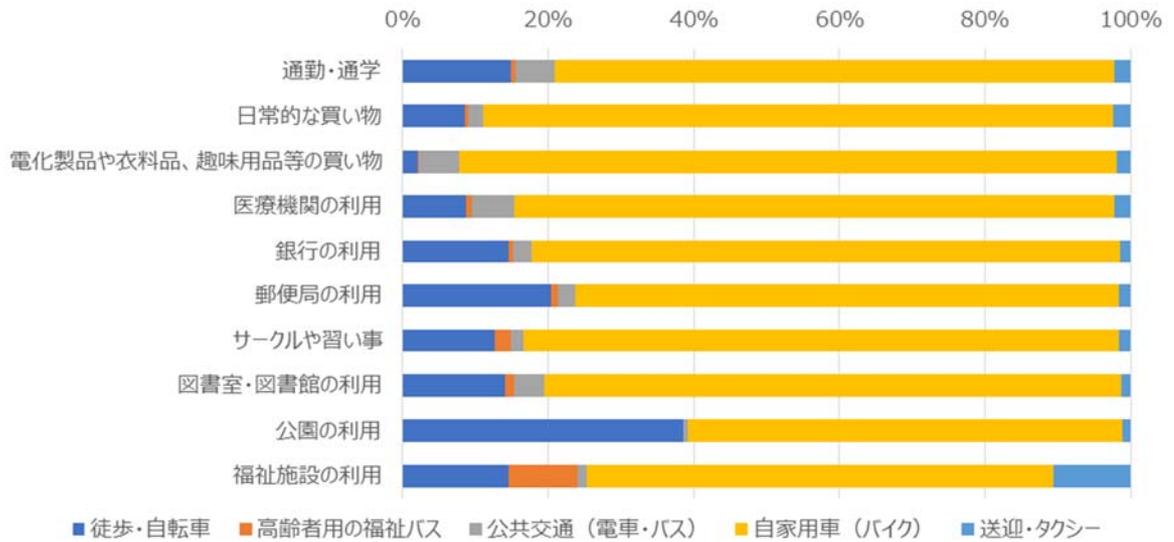
⑤外出時の移動手段

- 道路網が充実していることもあり、アンケート結果によると、町民の7割が日常的な移動に自家用車を利用しています。



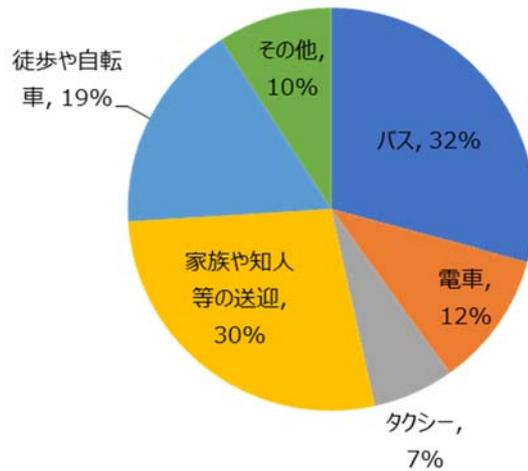
⑥外出目的別の主に利用する移動手段（夏季）

- 全ての外出目的で自家用車が最も多い結果となりました。
- 公園の利用や郵便局の利用は、徒歩圏を利用する傾向が見られます。



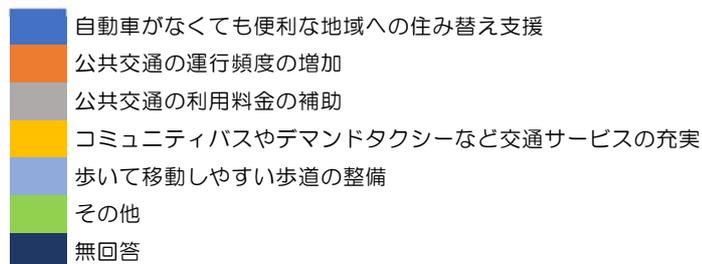
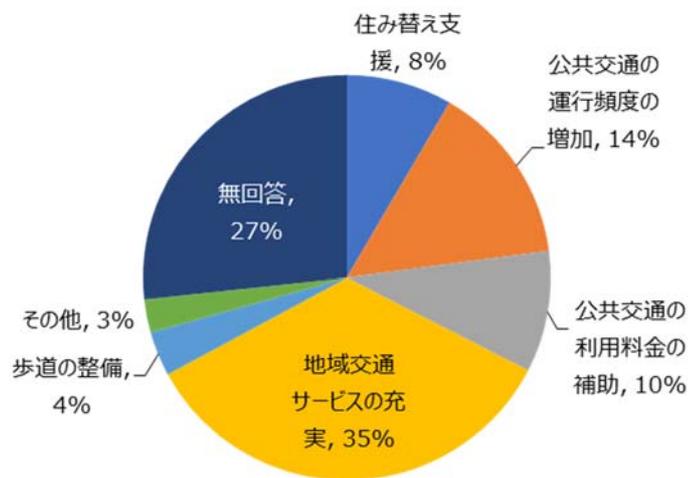
⑦自動車の運転ができなくなった場合の移手段

- 「バス」(32%)が最も多く、次いで「家族や知人等の送迎」(30%)でした。
- 越後湯沢駅周辺は「徒歩や自転車」の利用が多い傾向にあります。



⑧自動車を運転しない方のために、または、将来ご自身が運転しなくなった時のために必要な対策

- 「コミュニティバスやデマンドタクシーなど交通サービスの充実」(35%)が最も多く、次いで「公共交通の運行頻度の増加」(14%)でした。



5) 財政

①公共施設等の状況と将来の更新費用の見通し

平成29年度(2017年)から令和38年度(2056年)までの40年間に、公共施設等(公共施設とインフラ資産の合計)の更新等にかかる費用の合計は約814億円と推計されます。年平均では更新等費用が約20.4億円/年で、投資的経費実績額が約7.6億円/年であることから、約12.8億円/年が不足すると推計されます。

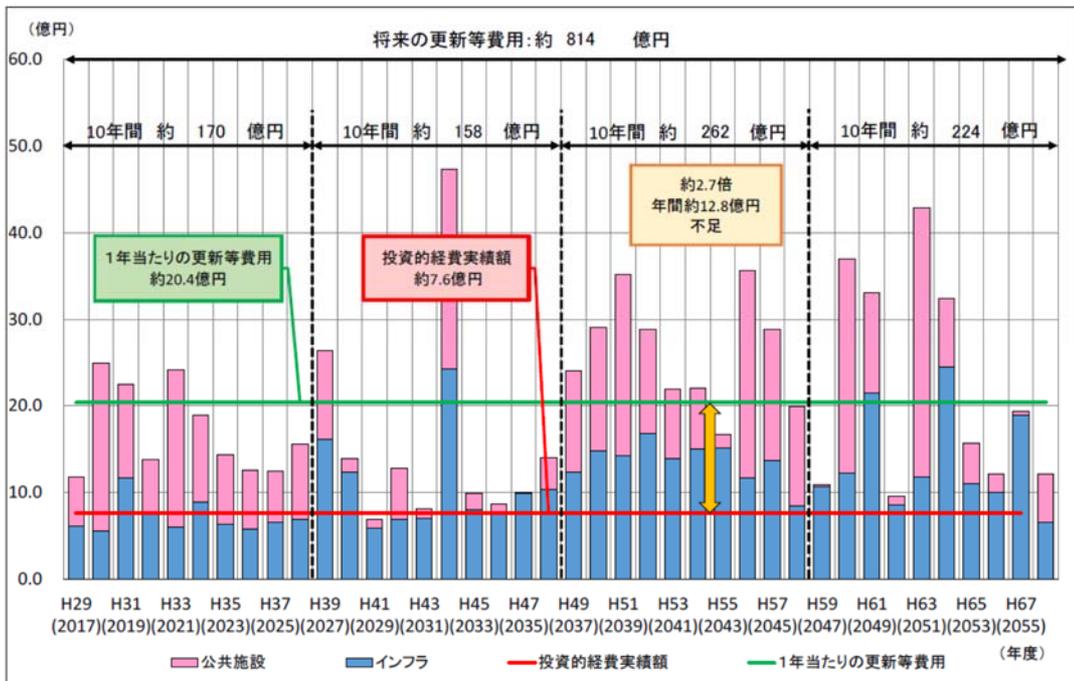


図. 公共施設等の将来の更新等費用の推計

資料-湯沢町公共施設等総合管理計画

6) 商業

- 売り場面積は平成24年(2012年)～平成26年(2014年)まで増加傾向にありましたが、平成28年(2016年)に減少に転じました。
- 小売業店舗あたり面積は県平均を下回っています。

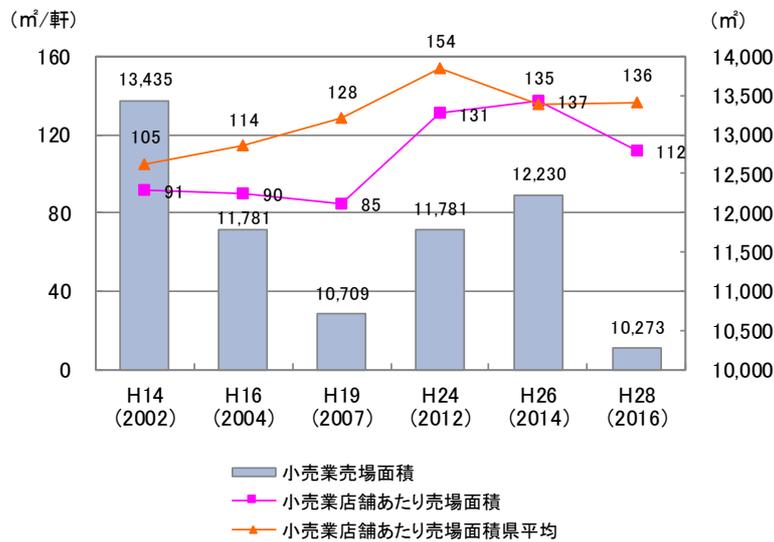


図. 小売業売り場面積と小売業店舗あたり面積

資料-商業統計調査

7) 工業

- 事業所数に大きな変化は見られません。
- 出荷額は平成22年(2010年)を底に平成27年(2015年)では増加に転じました。

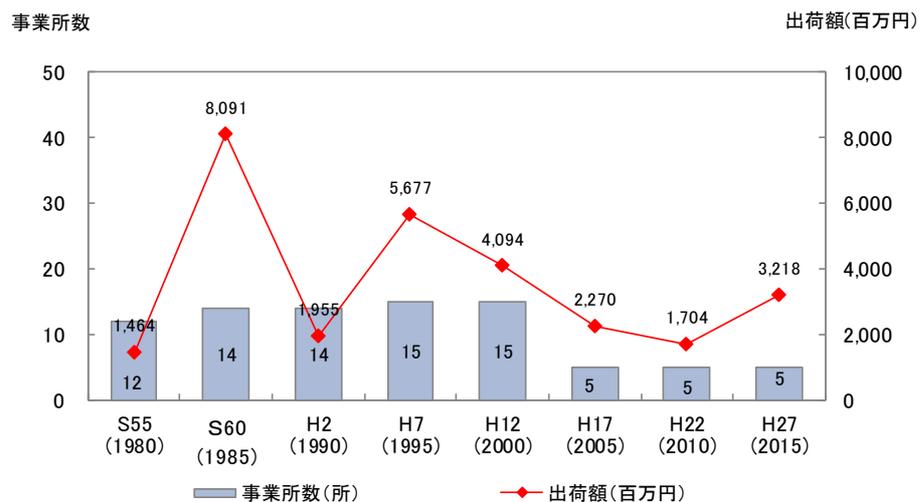


図. 事業所数と出荷額

資料-工業統計調査、平成27年データは平成28年経済センサス-活動調査結果

(2) 課題

立地適正化計画において解決すべき課題として、「若者・子育て世代の減少」、「中心市街地の賑わい・活力の低下」、「交通弱者の増加」への対応が求められます。

課題1 若者・子育て世代の減少への対応

- 20～30歳代の町外流出と出生率の低下が進む一方、50～60歳代は転入超過の傾向にあります。特に20～30歳代の転出が多く、職業や住宅を理由に転出する人数が多くなっています。
- 町民意向調査結果では、年代の高い方は人口減少・高齢化の進行による地域活動の衰退を懸念しています。

課題2 中心市街地の賑わい・活力の低下への対応

- 町の中心市街地である越後湯沢駅周辺は空き家・空き店舗等の増加、人口減少・高齢化に伴い、商店数や売場面積が減少しています。
- 中心市街地の更なる空洞化や地域の魅力の低下、治安の悪化が懸念されます。
- 町民意向調査結果によると、災害の危険が少ないことが住む場所に求められていますが、越後湯沢駅周辺は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在しているため、災害対策が必要です。

課題3 交通弱者の増加への対応

- 町民の多くは自動車に依存しています。湯沢町は高齢者の要支援・要介護認定率が低いですが、今後高齢化の進行に伴い、自動車の利用が困難な方の増加が見込まれるため、元気な高齢者が徒歩や公共交通で生活できる環境整備が必要です。
- 自動車の代替手段としては路線バスの利用意向が多く、運行頻度の増加が望まれているため、公共交通サービスの充実が必要です。

第3章 まちづくり方針

1. 都市の理念・将来像

都市の理念・将来像は、本町のまちづくりの上位計画である「湯沢町総合計画」を踏まえるものとします。

【基本理念】

(1) “湯沢町らしさ”を追求します

豊かな自然や歴史文化、都市基盤、組織や人材など、湯沢町が有する地域資源の良さを再認識しつつ、最大限活用しながら、常に「湯沢らしさ」を追求するまちづくりを推進します。

(2) “安全・安心”を守ります

まちに暮らすひと、まちを訪れるひと、このまちのすべての人の安全が守られ、安心して過ごすことができるよう、地域全体で取り組むまちづくりを推進します。

(3) “育つ力”を伸ばします

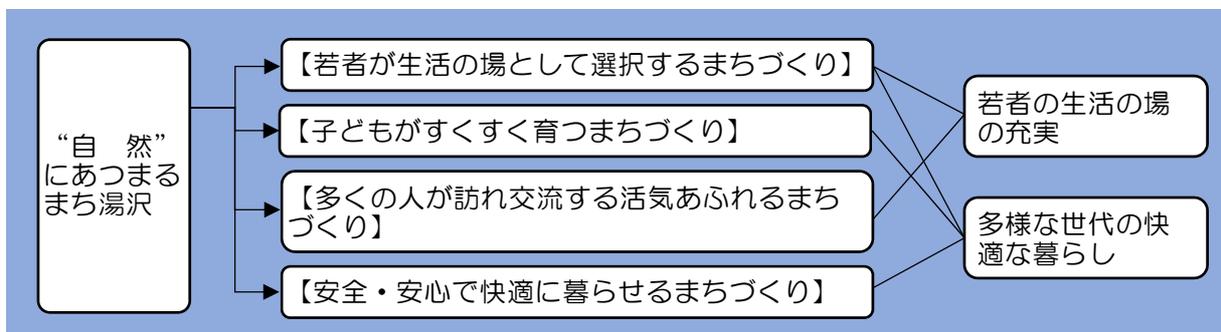
子どもや若者、親、高齢者などすべての町民と地域活動組織、事業所などが持つ、自ら育つ力を伸ばしていくことができるよう支援し、個性あふれる自立したまちづくりを推進します。

【まちの将来像】

“自然”にあつまるまち湯沢

みんなが湯沢の自然を誇り、自然を大切にしているまち
自然に足が向き、あたたかさにふれることができるまち

この理念、将来像を踏まえ本町では、「若者が生活の場として選択するまちづくり」「子どもがすくすく育つまちづくり」「多くの人を訪れ、交流する活気あふれるまちづくり」「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」を進めています。



本計画においても「多様な世代の快適な暮らし」「若者の生活の場の充実」に向け、都市機能の適正な誘導を図り、コンパクトな都市づくりを目指します。

2. まちづくりの基本的な方針

(1) 都市が抱える課題とまちづくりの方針（ターゲット）

本計画で取り組むべき3つの課題及び総合計画の理念・将来像を踏まえ、まちづくりの方針は、「若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまち」をテーマに「集まる」「賑わう」「繋ぐ」取り組みを進めます。

テーマ 若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまち

方針1【集まる】

世代間交流に関心のある若者に選ばれる、快適な居住環境を提供します。

安全・安心で子育てしやすい居住地を形成するため、医療・商業等の生活サービス施設や多様な人々の交流の場となる公園が身近にある若者・子育て世代の生活の場として選ばれる居住環境づくりを進めます。

人口動向の特徴として50～60歳代は転入超過傾向にあり、転入者との新しい関係づくりを促進すると同時に、若い世代を巻き込んだ交流を生むことで、世代間交流に興味がある若者への情報発信や住宅取得支援を行い、多世代の地域コミュニティの強化を図ります。また、世代間交流の拠点として公園や空き家を活用し、主水公園については安全・安心に子育てができる環境整備の一環として整備します。

方針2【賑わう】

多様な人々が集い、交流する場所・機会を創出し、中心市街地の賑わい・活力を向上します。

中心市街地としての賑わいの復活を目指すため、空き家・空き店舗の活用が図られるよう、魅力的で安心・安全な中心市街地づくりを進めます。

空き家・空き店舗の活用を推進するため、起業等の支援を実施します。

また、中心市街地の求心力を高めるため、住民や就業者の日常生活に必要な施設の誘導を進めイベント等の開催により、多様な人々の交流機会を生み出すことで、中心市街地としての魅力を高め、人が人を呼ぶまちづくりを進めます。

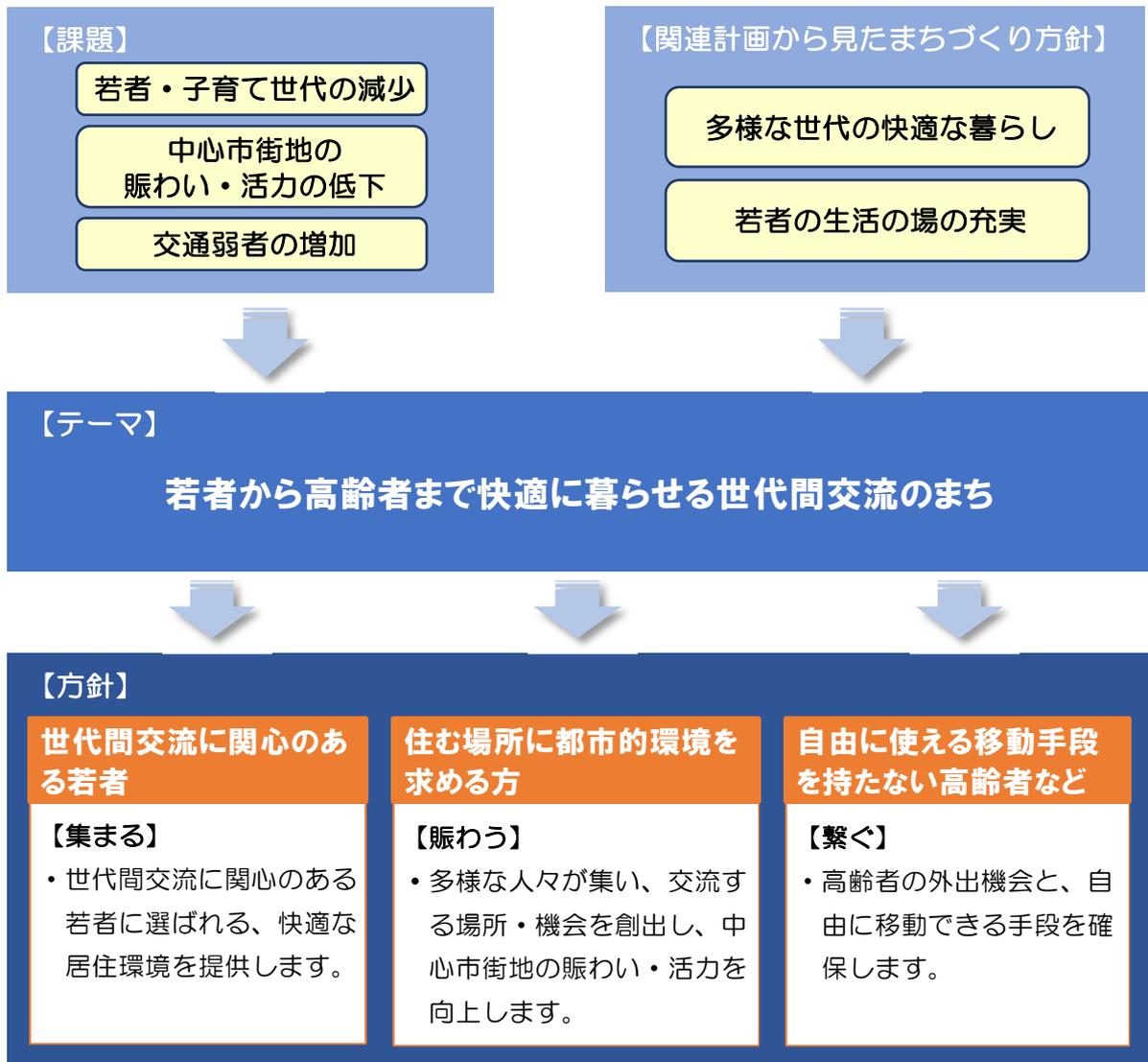
方針3【繋ぐ】

元気な高齢者の外出機会と、自由に移動できる手段を確保します。

自動車依存傾向による公共交通のサービス水準の低下と高齢者の増加に対応するため、福祉バスや路線バスによる高齢者の移動支援を行います。

また、誰もが不自由なく地域間・広域圏を移動できるよう、駅前広場等の乗り換え環境のシームレス化をはじめ、公共交通ネットワークの充実を図ります。

越後湯沢駅周辺で安全・安心に生活サービス施設を利用し歩いて暮らせるよう、歩行空間の整備を図ることで、中心市街地の魅力を高め、高齢者の外出機会を確保します。



第4章 目指すべき都市の骨格構造 と誘導方針

1. 目指すべき都市の骨格構造

(1) 拠点の配置方針

拠点の配置方針について以下に示します。

都市拠点

- 行政機関や病院、商業などの都市機能が集約的に立地する拠点です。
- 利便性の高い居住環境を「住みやすさ」として定義します。
- 都市機能に近く便利に利用できる居住地を維持・形成するため、居住誘導区域を設定し、誘導施策を実施します。

●越後湯沢駅周辺の中心市街地

越後湯沢駅周辺において身近な商業等、各種サービスの効率的な提供を図ります。

都市拠点を支える地域拠点

- 古くから住み続けられてきた集落における、鉄道駅や郵便局、集会所・公民館などの生活サービスを中心とした地域生活の拠点です。
- 神立地域の地域拠点は都市拠点と隣接し、また、町内唯一の小・中・保育機能（湯沢学園）を有する教育・福祉・交流の拠点となっています。
- 都市拠点へのアクセス性の維持・向上に努めます。

●神立地域、三俣地域、三国地域、土樽地域の生活の中心となる集落

日常生活に必要なサービスの提供を図ります。神立地域は教育・福祉・交流の拠点とします。

(2) 交通軸の配置方針

交通軸の配置方針について以下に示します。

広域連携軸

- 新幹線や高速バス等により、首都圏、県内主要都市間のネットワークを形成します。
- 首都圏から県内各地域への玄関口として、交通結節機能の充実を目指し、交通モードの接続利便性の向上を検討します。
- 定住自立圏を形成する南魚沼市、魚沼市とは路線バス及び鉄道により、公共交通ネットワークを形成します。
- 定住自立圏の連携により町民の生活利便性を向上するため、交通モードの接続利便性の向上を検討します。

地域連携軸

- 都市拠点と各地域拠点、各地域拠点間をつなぐ町内の主要都市軸です。
- 路線バスや鉄道、福祉バスにより公共交通ネットワークを形成します。既存のネットワークの維持に努めるとともに、必要に応じて補助的な交通手段を検討します。

地域骨格軸

- 都市拠点、各地域拠点内の都市軸です。
- 拠点内の主要施設を連結します。歩行者空間の創出や、超小型モビリティの導入等検討に努めます。

※「超小型モビリティ」とは、地域交通の省エネルギー化に資するとともに、あらゆる世代に新たな移動手段を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、「新たなカテゴリーの乗り物」。先進事例では、1～2人乗りの小型車両等が導入されています。

(3) 将来都市構造

現在湯沢町の都市計画区域は、新幹線駅でもある越後湯沢駅を中心として、行政機関や病院、商業などの都市機能が集約され中心市街地を形成しています。

また、神立地域は湯沢学園を中心とした教育・福祉・交流の拠点を形成すると共に、日常生活に必要なサービスを提供するものとします。

そのため、都市拠点と神立地域の地域拠点において都市機能と居住環境を維持・向上し、将来に渡って便利に利用できる拠点の形成を図ります。

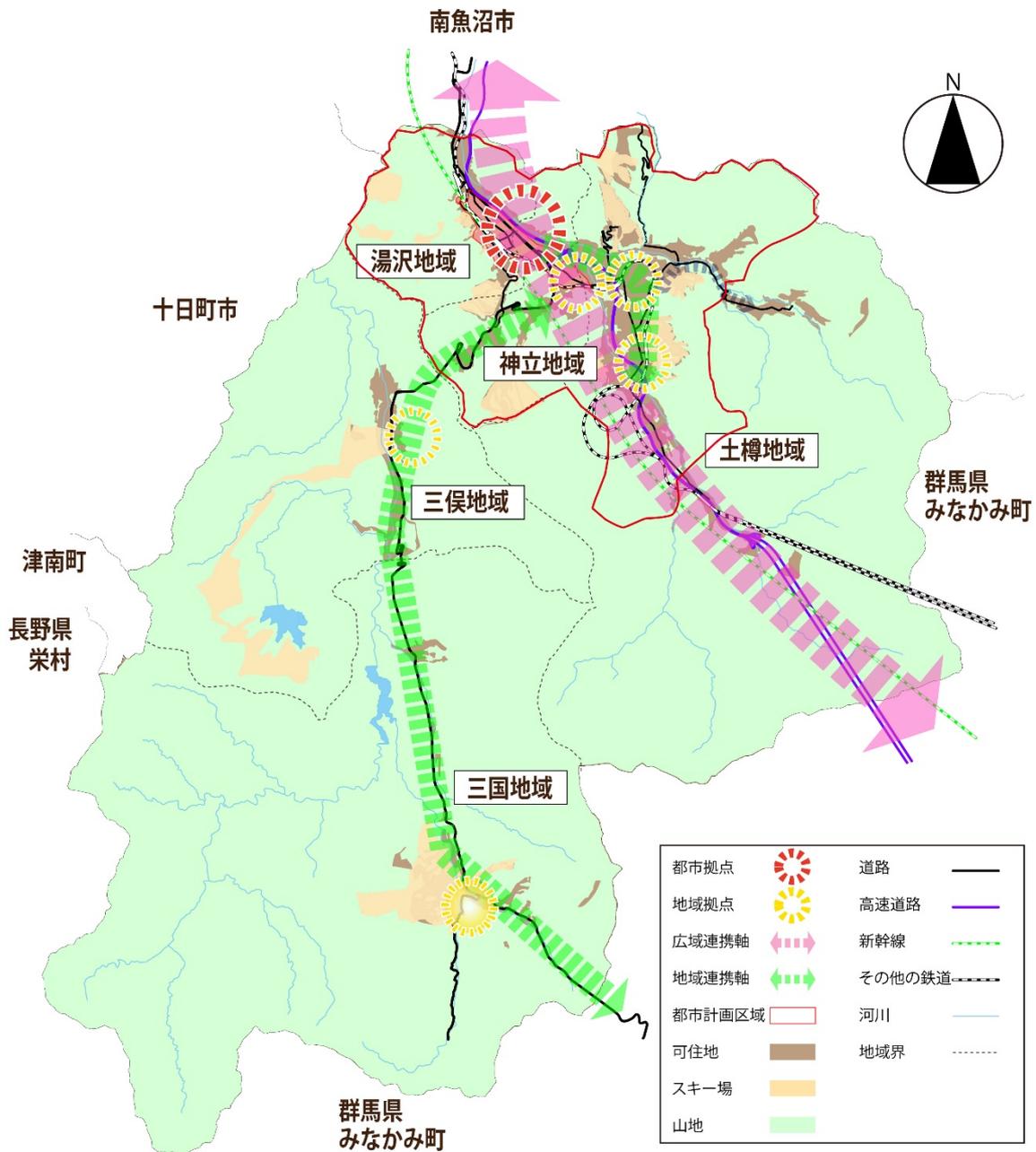


図. 将来構造（都市全域）

●目指すべき都市の骨格構造（越後湯沢駅、湯沢学園周辺拠点）

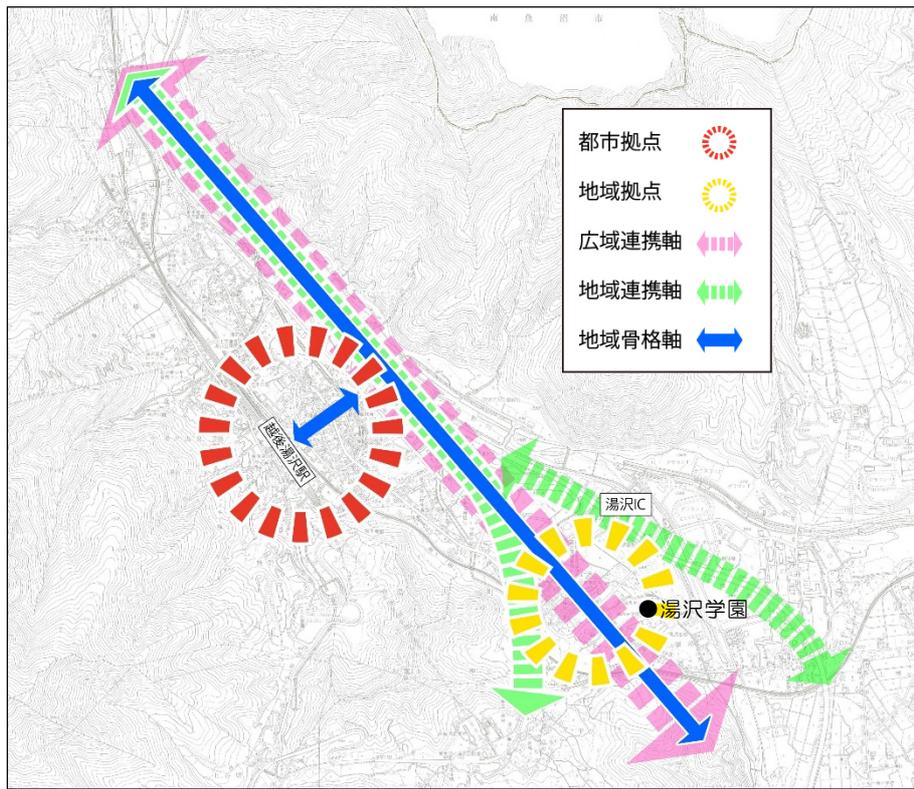


図. 将来構造（市街地）

2. 誘導方針

(1) 都市の抱える課題解決のための施策・誘導方針

まちづくりの方針（ターゲット）である「若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまち」の実現に向け、以下に誘導方針（ストーリー）を示します。

1) 居住誘導の方針【集まる】

国道17号を通る基幹公共交通の利用圏域及び湯沢学園を含むエリアに快適な居住環境の形成を図ります。若者が移住しやすいよう住宅取得等の支援を行い、多様な世代の住民の交流を促進します。また、子育て世代に安全・安心な主水公園を整備し、交流し・集まる場として活用を図ります。

2) 都市機能誘導の方針【賑わう】

越後湯沢駅から国道17号までのエリアは、既存の商業・サービス機能の維持・誘導を図ります。空き家・空き店舗の利活用を推進し、起業等が行いやすい環境を整備します。また、主水公園や空き家を利用したイベント開催により多様な人々の交流を促進し、町の賑わい・活力を向上します。

3) 公共交通の方針【繋ぐ】

誰もが日常的に拠点にアクセスできる公共交通手段を確保・維持します。また、越後湯沢駅周辺は歩いて移動しやすい環境を形成するとともに、乗り換え環境のシームレス化を図り、広域的なネットワーク強化を図ります。

生活サービス施設間の歩行空間の向上や、主水公園を再整備し、公園を利用したイベント開催により高齢者の外出機会を確保します。

若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまち

【集まる】

- 世代間交流に関心のある若者に選ばれる、快適な居住環境を提供します。



- 住宅・土地取得支援及び賃貸住宅家賃補助
- 移住情報発信、地元とのマッチング支援
- 公園再整備による安全・安心な子育て環境の充実

【賑わう】

- 多様な人々が集い、交流する場所・機会を創出し、まちの賑わい・活力を向上します。



- 空き家バンク制度による利活用推進
- 起業や別分野の事業を始める方に対する補助
- 公園などを利用したイベント開催による交流促進

【繋ぐ】

- 健康な高齢者の外出機会と、自由に移動できる手段を確保します。



- 駅前広場整備による乗り換え環境のシームレス化
- 福祉バス・路線バスによる高齢者の移動支援
- 都市機能が集約されたエリアにおける歩きたくなる空間（道路・公園）の整備